

政令第四十五号

地方税法施行令及び国税収納金整理資金に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、地方税法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第四号）の施行に伴い、並びに同法附則、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）及び国税収納金整理資金に関する法律（昭和二十九年法律第三十六号）の規定に基づき、この政令を制定する。

（地方税法施行令の一部改正）

第一条 地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）の一部を次のように改正する。

目次中「・第五十九条」を「―第六十条」に改める。

第一条の四中「第三百二十一条の八第二十五項」を「第三百二十一条の八第二十項」に改める。

第三条の二第三号中「第七十二条の二十八第二項」の下に「又は第七十二条の二十九第二項」を加える。

第六条の九の二第二項第一号中「、第四項若しくは第五項」を「若しくは第四項」に、「第七十二条の二十九第二項、第七十二条の三十第二項又は第七十二条の三十一第二項」及び「、第七十二条の二十九第二項、第七十二条の三十第二項及び第七十二条の三十一第二項」を「又は第七十二条の二十九第二項若

しくは第四項」に、「及び第七十二条の二十九第二項」を「又は第七十二条の二十九第二項若しくは第四項」に改め、同項第二号中「、第四項若しくは第五項」を「若しくは第四項」に改める。

第六条の十八第一項第二号中「第七十二条の三十第一項に規定する期限その他」を「第七十二条の二十九第三項に規定する」に、「分配又は引渡し」を「最後の分配又は引渡しが行われる」に改める。

第六条の二十三の二第一号中「本条」を「この条」に、「第八十一条の二十二第一項又は第百二条第一項若しくは第百四条第一項」を「又は第八十一条の二十二第一項」に、「、第四項又は第五項」を「又は第四項」に、「、第一号の三又は第二号」を「又は第三号」に改め、同条第二号中「本条」を「この条」に、「第一号の二」を「第二号」に改め、同条第三号中「第一号の二」を「第二号」に改める。

第七条第七号中「第七条の十五の十一第六号」を「第七条の十五の七第六号」に改める。

第七条の四中「第五十三条第三十二項」を「第五十三条第二十七項」に改める。

第七条の十五の九中「第三十四条第八項第二号」を「第三十四条第八項第六号ロ」に改め、同条を第七条の十五の十四とする。

第七条の十五の七及び第七条の十五の八を削る。

第七条の十五の六の見出しを「（年金給付契約の対象となる契約の範囲）」に改め、同条第一項中「第三十四条第一項第五号の二」を「第三十四条第八項第四号」に改め、同項第一号中「第三十四条第一項第五号イ」を「第三十四条第八項第一号イ」に、「生命保険契約」を「契約」に、「同項第五号の二」を「同条第一項第五号ハ」に改め、「特約が付されている契約」の下に「又は他の保険契約に附帯して締結した契約」を、「にあつては、当該特約」の下に「又は他の保険契約」を加え、「。次号及び第三号において同じ」を削り、同項第二号中「第三十四条第一項第五号ロに掲げる簡易生命保険契約」を「第三十四条第八項第一号ロに規定する旧簡易生命保険契約」に改め、「当該契約の内容」の下に「（同条第一項第五号ハに規定する特約が付されている契約にあつては、当該特約の内容を除く。）」を加え、同項第三号中「第三十四条第一項第五号ハ」を「第三十四条第八項第一号ハ」に、「第七条の十五の三第一号」を「第七条の十五の十第一号」に改め、「当該契約の内容」の下に「（法第三十四第一項第五号ハに規定する特約が付されている契約又は他の生命共済に係る契約に附帯して締結した契約にあつては、当該特約又は他の生命共済に係る契約の内容を除く。）」を加え、同項第四号中「第七条の十五の三第三号又は第四号」を「第七条の十五の十第三号又は第五号」に改め、同条第二項を削り、同条を第七条の十五の十二とし、

同条の次に次の一条を加える。

(生命保険料控除額の控除の対象となる年金給付契約の要件)

第七条の十五の十三 法第三十四条第八項第四号ハに規定する政令で定める要件は、前条各号に掲げる契約に基づく同項第四号イに規定する者に対する年金の支払を次のいずれかとするものであることとする。

一 当該年金の受取人の年齢が六十歳に達した日の属する年の一月一日以後の日(六十歳に達した日が同年の一月一日から六月三十日までの間である場合にあつては、同年の前年七月一日以後の日)で当該契約で定める日以後十年以上の期間にわたつて定期に行うものであること。

二 当該年金の受取人が生存している期間にわたつて定期に行うものであること。

三 第一号に定める年金の支払のほか、当該契約に係る被保険者又は被共済者の重度の障害を原因として年金の支払を開始し、かつ、当該年金の支払開始日以後十年以上の期間にわたつて、又はその者が生存している期間にわたつて定期に行うものであること。

第七条の十五の五の見出し中「生命保険契約等となる」を削り、同条中「第三十四条第一項第五号ホ」を「第三十四条第八項第一号ニ」に改め、同条を第七条の十五の十一とする。

第七条の十五の四を削る。

第七条の十五の三の見出しを「（生命共済契約等の範囲）」に改め、同条中「第三十四条第一項第五号ハ」を「第三十四条第八項第一号ハ」に改め、同条を第七条の十五の十とする。

第七条の十五の二の見出し中「生命保険契約等」を「保険契約等」に改め、同条第一項中「第三十四条第一項第五号イ」を「第三十四条第八項第一号イ」に、「生命保険契約は」を「保険契約は」に、「生命保険契約の」を「保険業法第二条第三項に規定する生命保険会社又は同条第八項に規定する外国生命保険会社等の締結した保険契約の」に、「保険金」を「保険金等」に、「第六条第二項」を「（平成十年法律第百十四号）第六条第二項」に改め、同条第二項中「第三十四条第一項第五号ハ」を「第三十四条第八項第一号ハ」に、「共済金」を「保険金等」に改め、同条第三項を次のように改める。

3 法第三十四条第八項第二号ニに規定する政令で定めるものは、外国への旅行のために住居を出発した後、住居に帰着するまでの期間（次項において「海外旅行期間」という。）内に発生した疾病又は身体の傷害その他これらに類する事由に基因して保険金等が支払われる保険契約とする。

第七条の十五の二に次の一項を加える。

4 法第三十四条第八項第三号ロに規定する政令で定めるものは、海外旅行期間内に発生した疾病又は身体の傷害その他これらに類する事由に基因して保険金等が支払われる同項第一号ハに規定する生命共済契約等とする。

第七条の十五の二を第七条の十五の九とする。

第七条の十五の見出しを「(旧生命保険料の対象とならない保険料)」に改め、同条中「第三十四条第一項第五号に規定する政令で定める旧生命保険契約等に係る保険料又は掛金」に改め、同条第一号中「第三十四条第一項第五号二」を「第三十四条第八項第二号二」に、「次条第三項に規定する保険契約に該当するもの」を「同条第一項第五号イに規定する保険金等(第七条の十五の四及び第七条の十五の九において「保険金等」という。)の支払事由が身体の傷害のみに基因することとされているもの(次号において「傷害保険契約」という。)」に改め、「損害保険の」を削り、同条第二号中「第三十四条第一項第五号二に掲げる保険契約」を「第三十四条第八項第二号二に掲げる契約」に、「同条第八項第一号」を「同項第六号イ」に、「損害保険契約(次条第三項に規定する保険契約)」を「契約(傷害保険契約)」に改め、同条第三号を削り、同条を第七条

の十五の二とし、同条の次に次の六条を加える。

(新生命保険料等の金額から控除する剰余金等の額)

第七条の十五の三 法第三十四条第一項第五号イ(1)(i)に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、前年において同条第八項第一号に規定する新生命保険契約等(当該新生命保険契約等が他の保険契約(共済に係る契約を含む。以下この項において同じ。)に附帯して締結したものである場合には、当該他の保険契約及び当該他の保険契約に附帯して締結した当該新生命保険契約等以外の保険契約を含む。以下この項において同じ。)に基づき分配を受けた剰余金の額及び割戻しを受けた割戻金の額並びに当該新生命保険契約等に基づき分配を受けた剰余金又は割戻しを受けた割戻金をもつて当該新生命保険契約等に係る保険料又は掛金の払込みに充てた金額の合計額に、同年中に支払った当該新生命保険契約等に係る保険料又は掛金の金額の合計額のうちに当該新生命保険契約等に係る同条第一項第五号イに規定する新生命保険料の金額の占める割合を乗じて計算した金額とする。

2 法第三十四条第一項第五号ロ(1)に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、前年において同条第八項第三号に規定する介護医療保険契約等(当該介護医療保険契約等が他の保険契約(共済に係

る契約を含む。以下この項において同じ。）に附帯して締結したものである場合には、当該他の保険契約及び当該他の保険契約に附帯して締結した当該介護医療保険契約等以外の保険契約を含む。以下この項において同じ。）に基づき分配を受けた剰余金の額及び割戻しを受けた割戻金の額並びに当該介護医療保険契約等に基づき分配を受けた剰余金又は割戻しを受けた割戻金をもつて当該介護医療保険契約等に係る保険料又は掛金の払込みに充てた金額の合計額に、同年中に支払った当該介護医療保険契約等に係る保険料又は掛金の金額の合計額のうちに当該介護医療保険契約等に係る同条第一項第五号ロに規定する介護医療保険料の金額の占める割合を乗じて計算した金額とする。

3 法第三十四条第一項第五号ハ(1)(i)に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、前年において同条第八項第四号に規定する新個人年金保険契約等（当該新個人年金保険契約等が他の保険契約（共済に係る契約を含む。以下この項において同じ。）に附帯して締結したものである場合には、当該他の保険契約及び当該他の保険契約に附帯して締結した当該新個人年金保険契約等以外の保険契約を含む。以下この項において同じ。）に基づき分配を受けた剰余金の額及び割戻しを受けた割戻金の額並びに当該新個人年金保険契約等に基づき分配を受けた剰余金又は割戻しを受けた割戻金をもつて当該新個人年

金保険契約等に係る保険料又は掛金の払込みに充てた金額の合計額に、同年中に支払った当該新個人年金保険契約等に係る保険料又は掛金の金額の合計額のうちに当該新個人年金保険契約等に係る同条第一項第五号ハに規定する新個人年金保険料の金額の占める割合を乗じて計算した金額とする。

（介護医療保険契約等に係る保険金等の支払事由の範囲）

第七条の十五の四 法第三十四条第一項第五号ロに規定する政令で定める事由は、次に掲げる事由とする。

一 疾病にかかったこと又は身体の傷害を受けたことを原因とする人の状態に基因して生ずる法第三十条第一項第五号ロに規定する医療費その他の費用を支払ったこと。

二 疾病若しくは身体の傷害又はこれらを原因とする人の状態（法第三十四条第八項第三号に規定する介護医療保険契約等に係る約款に、これらの事由に基因して一定額の保険金等を支払う旨の定めがある場合に限る。）

三 疾病又は身体の傷害により就業することができなくなつたこと。

（介護医療保険料の対象となる保険料又は掛金）

第七条の十五の五 法第三十四条第一項第五号ロに規定する政令で定めるものは、次に掲げる保険料又は

掛金とする。

一 法第三十四条第八項第一号イに掲げる契約の内容と同項第三号イに掲げる契約の内容とが一体となつて効力を有する一の保険契約のうち、特定介護医療保険契約に係る保険料

二 法第三十四条第八項第一号ハに掲げる契約の内容と同項第三号ロに掲げる生命共済契約等の内容とが一体となつて効力を有する一の共済に係る契約のうち、特定介護医療共済契約に係る掛金

(地震保険料控除額の控除の対象とならない保険料又は掛金)

第七条の十五の六 法第三十四条第一項第五号の三に規定する政令で定める保険料又は掛金は、同号に規定する損害保険契約等に係る地震等損害部分の保険料又は掛金のうち、次に掲げる保険料又は掛金とする。

一 法第三十四条第一項第五号の三に規定する地震等損害（次号において「地震等損害」という。）に
より臨時に生ずる費用、同項第五号の三に規定する資産（次号において「家屋等」という。）の取壊
し又は除去に係る費用その他これに類する費用に対して支払われる保険金又は共済金に係る保険料又
は掛金

二一 一の法第三十四条第一項第五号の三に規定する損害保険契約等（当該損害保険契約等においてイに掲げる額が地震保険に関する法律施行令（昭和四十一年政令第六十四号）第二条に規定する金額以上とされているものを除く。）においてイに掲げる額のロに掲げる額に対する割合が百分の二十未満とされている場合における当該損害保険契約等に係る地震等損害部分の保険料又は掛金（前号に掲げるものを除く。）

イ 地震等損害により家屋等について生じた損失の額をてん補する保険金又は共済金の額（当該保険金又は共済金の額の定めがない場合にあつては、当該地震等損害により支払われることとされている保険金又は共済金の限度額）

ロ 火災（地震若しくは噴火又はこれらによる津波を直接又は間接の原因とするものを除く。）による損害により家屋等について生じた損失の額をてん補する保険金又は共済金の額（当該保険金又は共済金の額の定めがない場合にあつては、当該火災による損害により支払われることとされている保険金又は共済金の限度額）

（特別障害者の範囲）

第七条の十五の七 法第三十四条第一項第六号に規定する政令で定める障害者は、次に掲げる者とする。

一 第七条第一号に掲げる者のうち、精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある者又は児童相談所、知的障害者福祉法第九条第五項に規定する知的障害者更生相談所、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第六条第一項に規定する精神保健福祉センター若しくは精神保健指定医の判定により重度の知的障害者とされた者

二 第七条第二号に掲げる者のうち、同号の精神障害者保健福祉手帳に精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和二十五年政令第百五十五号）第六条第三項に規定する障害等級が一級である者として記載されている者

三 第七条第三号に掲げる者のうち、同号の身体障害者手帳に身体上の障害の程度が一級又は二級である者として記載されている者

四 第七条第四号に掲げる者のうち、同号の戦傷病者手帳に精神上又は身体上の障害の程度が恩給法（大正十二年法律第四十八号）別表第一号表ノ二の特別項症から第三項症までである者として記載されている者

五 第七条第五号又は第六号に掲げる者

六 第七条第七号に掲げる者のうち、その障害の程度が第一号又は第三号に掲げる者に準ずるものとして市町村長等の認定を受けている者

(承認規定等の範囲)

第七条の十五の八 法第三十四条第八項第一号に規定する確定給付企業年金法（平成十三年法律第五十号）第三条第一項第一号その他政令で定める規定は、同法第六条第一項（同法第七十九条第一項若しくは第二項、第八十一条第二項、第一百七十七条第一項、第一百十条の二第三項、第一百一十一条第二項又は附則第二十条第一項に規定する権利義務の移転又は承継に伴う同法第三条第一項に規定する確定給付企業年金に係る規約（次項において「規約」という。）の変更について承認を受ける場合に限る。）、第七十四条第四項及び第七十五条第二項の規定とする。

2 法第三十四条第八項第一号に規定する確定給付企業年金法第三条第一項第二号その他政令で定める規定は、同法第十六条第一項（同法第七十六条第四項、第七十七条第五項、第七十九条第一項若しくは第二項、第八十条第二項、第一百七十七条第一項、第一百十条の二第三項又は附則第二十五条第一項に規定する権

利義務の移転又は承継に伴う規約の変更について認可を受ける場合に限る。）、第七十六条第一項、第七十七条第一項及び第一百十二条第一項の規定とする。

第七条の十四の三の次に次の一条を加える。

（新生命保険料の対象となる保険料又は掛金）

第七条の十五 法第三十四条第一項第五号イに規定する政令で定める新生命保険契約等に係る保険料又は掛金は、次に掲げる保険料又は掛金とする。

一 法第三十四条第八項第一号イに掲げる契約の内容と同項第三号イに掲げる契約の内容とが一体となつて効力を有する一の保険契約のうち、所得税法施行令第二百八条の三第一項第一号の規定により定められたもの（第七条の十五の五第一号において「特定介護医療保険契約」という。）以外のものに
係る保険料

二 法第三十四条第八項第一号ハに掲げる契約の内容と同項第三号ロに掲げる生命共済契約等の内容とが一体となつて効力を有する一の共済に係る契約のうち、所得税法施行令第二百八条の三第一項第二号の規定により定められたもの（第七条の十五の五第二号において「特定介護医療共済契約」という

。以外のものに係る掛金

第八条の五中「同項第一号の二」を「同項第二号」に改める。

第八条の六第一項、第二項第一号及び第六項中「、第四十二条の十一第五項」を削る。

第八条の九第一項中「、第六十八条の十五第五項」を削り、同条第二項第一号中「、第四十二条の十一第五項」及び「、第六十八条の十五第五項」を削る。

第八条の十第一項中「、第四十二条の十一第五項」を削る。

第八条の十二の見出しを「（法第五十三条第五項の欠損金額の範囲等）」に改め、同条第一項中「第五十三条第六項」を「第五十三条第五項」に、「第五十三条第八項に規定する適格合併等」を「第五十三条第七項の適格合併又は残余財産の確定」に、「この節」を「この条、第八条の十五及び第八条の十六」に、「第五十七条第六項」を「第五十七条第五項」に、「同条第五項」を「同条第四項」に改め、同条第二項中「第五十三条第六項」を「第五十三条第五項」に、「第二条第四十号」を「第二条第三十七号」に、「第二条第十二号の七の五」を「第二条第十二号の七の七」に改め、同条第三項中「第五十三条第六項」を「第五十三条第五項」に改め、同条第四項中「第五十三条第六項」を「第五十三条第五項」に、「同条

第六項」を「同条第四項」に改める。

第八条の十三第一項中「第五十三条第六項」を「第五十三条第五項」に改め、「第四十二条の十一第五項」を削り、同条第二項中「第五十三条第六項」を「第五十三条第五項」に改める。

第八条の十四中「第五十三条第六項の法人を同条第八項」を「第五十三条第五項の法人を同条第七項」に、「第九条の七及び第九条の八第四項を除き、この節」を「この条から第八条の十六まで」に、「（連結子法人である法第五十三条第六項」を「（法第五十三条第五項」に、「第八十一条の九第二項第二号に規定する連結子法人である法人を除く」を「第八十一条の九第二項第一号に規定する特定連結子法人以外の連結子法人に限る」に、「が最初連結親法人事業年度（法人税法第五十七条第九項第二号に規定する最初連結親法人事業年度をいう。以下この条において同じ。）において」を「の最初連結期間（法人税法第五十七条第八項第一号に規定する「最初連結期間」をいう。以下この条において同じ。）内に」に、「とし、当該最初連結期間」に、「を行つた場合の当該適格合併及び連結子法人である法第五十三条第六項の法人が最初連結親法人事業年度において当該法人を分割法人（法人税法第二条第十二号の二に規定する分割法人をいう。第九条の七第六項及び第九条の八第四項第二号

において同じ。)とする法人税法第五十七条第二項に規定する合併類似適格分割型分割(当該法人との間に連結完全支配関係がある他の連結法人を分割承継法人(同法第二条第十二号の三に規定する分割承継法人をいう。第九条の七第十八項及び第九条の八第五項において同じ。)とするもので、当該法人が当該最初連結親法人事業年度終了の日前に解散するものに限り、当該最初連結親法人事業年度開始の日に行われるものを除く。)を行つた場合の当該合併類似適格分割型分割)を「が行われた場合の当該適格合併及び法第五十三条第五項の法人の最初連結期間内に当該法人の残余財産が確定した場合(当該残余財産の確定の日が当該最初連結期間の終了の日である場合を除く。)の当該残余財産の確定」に、「第五十三条第七項」を「第五十三条第六項」に改める。

第八条の十五中「第五十三条第八項」を「第五十三条第七項」に、「同条第六項」を「同条第五項」に、「(同条第八項)」を「(同条第七項)」に、「行われた適格合併等(以下本節において「直前適格合併等」という。)」において同条第八項)を「当該被合併法人等となる同条第五項の法人を合併法人とする適格合併(以下この条において「直前適格合併」という。)」が行われたこと又は当該被合併法人等となる同項の法人との間に完全支配関係がある他の法人の残余財産が確定したことに基因して同条第七項)に、「当

該直前適格合併等」を「当該直前適格合併」に、「又は連結事業年度」を「若しくは連結事業年度又は当該残余財産の確定の日の翌日の属する事業年度若しくは連結事業年度」に、「第五十三条第八項」を「第五十三条第七項」に、「確定申告書（以下本節）」を「確定申告書（以下この節）」に改める。

第八条の十六中「第五十三条第八項に規定する合併法人等（以下本節において「合併法人等」という。）の同項」を「第五十三条第五項の法人の同条第七項」に、「本条」を「この条」に、「二以上の被合併法人等が行う適格合併等」を「当該適格合併が法人を設立するものである場合」に、「（当該適格合併等」を「（当該適格合併」に改め、「（以下本節において「新設適格合併等」という。）」を削り、「新設適格合併等で」を「法人を設立するもので」に、「当該適格合併等の」を「当該適格合併の」に、「当該合併法人等」を「当該法人」に改める。

第八条の十七第一項中「第五十三条第十一項」を「第五十三条第九項」に改め、「第四十二条の第十一項」を削り、同条第二項中「第五十三条第十一項」を「第五十三条第九項」に改める。

第八条の十八中「第五十三条第十二項」を「第五十三条第十項」に、「適格合併等」を「同項の適格合併又は残余財産の確定（以下この条及び次条において「適格合併等」という。）」に、「被合併法人

等が」を「同項に規定する被合併法人等（以下この条及び次条において同じ。）が」に、「同条第十一項」を「同条第九項」に、「（同条第十二項）を」（同条第十項）に、「直前適格合併等において同条第十二項」を「当該適格合併等の前に当該被合併法人等となる同条第九項の法人を合併法人とする適格合併（以下この条において「直前適格合併」という。）が行われたこと又は当該被合併法人等となる同項の法人との間に完全支配関係がある他の法人の残余財産が確定したことに基因して同条第十項」に、「当該直前適格合併等」を「当該直前適格合併」に、「又は事業年度」を「若しくは事業年度又は当該残余財産の確定の日の翌日の属する連結事業年度若しくは事業年度」に改める。

第八条の十九中「合併法人等の法第五十三条第十二項」を「法第五十三条第九項の法人の同条第十項」に、「本条」を「この条」に、「二以上の被合併法人等が行う適格合併等」を「当該適格合併が法人を設立するものである場合」に、「（当該適格合併等）を」（当該適格合併）に、「新設適格合併等」を「法人を設立するもの」に、「当該適格合併等の」を「当該適格合併の」に、「、当該合併法人等」を「、当該法人」に改める。

第八条の二十第一項中「第五十三条第十五項」を「第五十三条第十二項」に改め、「、第四十二条の十

一第五項」を削り、同条第二項中「第五十三条第十五項」を「第五十三条第十二項」に改める。

第八条の二十一中「第五十三条第十六項」を「第五十三条第十三項」に、「適格合併等」を「同項の適格合併又は残余財産の確定（以下この条及び次条において「適格合併等」という。）」に、「被合併法人等が」を「同項に規定する被合併法人等（以下この条及び次条において同じ。）が」に、「同条第十五項」を「同条第十二項」に、「（同条第十六項）を」（同条第十三項）に、「直前適格合併等において同条第十六項」を「当該適格合併等の前に当該被合併法人等となる同条第十二項の法人を合併法人とする適格合併（以下この条において「直前適格合併」という。）が行われたこと又は当該被合併法人等となる同項の法人との間に完全支配関係がある他の法人の残余財産が確定したことに基因して同条第十三項）に、「又は連結事業年度」を「若しくは連結事業年度又は当該残余財産の確定の日の翌日の属する事業年度若しくは連結事業年度」に改める。

第八条の二十二中「合併法人等の法第五十三条第十六項」を「法第五十三条第十二項の法人の同条第十三項」に、「本条」を「この条」に、「二以上の被合併法人等が行う適格合併等」を「当該適格合併が法人を設立するものである場合」に、「（当該適格合併等）を」（当該適格合併）に、「新設適格合併等」

を「法人を設立するもの」に、「当該適格合併等の」を「当該適格合併の」に、「当該合併法人等」を「当該法人」に改める。

第八条の二十三第一項中「第五十三条第十九項」を「第五十三条第十五項」に改め、「第四十二条の十一第五項」を削り、同条第二項中「第五十三条第十九項」を「第五十三条第十五項」に改める。

第八条の二十四中「第五十三条第二十項に」を「第五十三条第十六項に」に、「適格合併等」を「同項の適格合併又は残余財産の確定（以下この条及び次条において「適格合併等」という。）」に、「被合併法人等が」を「同項に規定する被合併法人等（以下この条及び次条において同じ。）が」に、「同条第十九項」を「同条第十五項」に、「同条第二十項」を「同条第十六項」に、「直前適格合併等において法第五十三条第二十項」を「当該適格合併等の前に当該被合併法人等となる同条第十五項の法人を合併法人とする適格合併（以下この条において「直前適格合併」という。）が行われたこと又は当該被合併法人等となる同項の法人との間に完全支配関係がある他の法人の残余財産が確定したことに基因して法第五十三条第十六項」に、「当該直前適格合併等」を「当該直前適格合併」に、「又は事業年度」を「若しくは事業年度又は当該残余財産の確定の日の翌日の属する連結事業年度若しくは事業年度」に改める。

第九条中「合併法人等の法第五十三条第二十項」を「法第五十三条第十五項の法人の同条第十六項」に、「本条」を「この条」に、「二以上の被合併法人等が行う適格合併等」を「当該適格合併が法人を設立するものである場合」に、「（当該適格合併等）を」（当該適格合併）に、「新設適格合併等」を「法人を設立するもの」に、「当該適格合併等の」を「当該適格合併の」に、「当該合併法人等」を「当該法人」に改める。

第九条の二第一項中「第五十三条第二十五項」を「第五十三条第二十項」に改め、同条第二項中「第五項、第二十七項又は第二十八項」を「第二十二項又は第二十三項」に、「同条第二十五項」を「同条第二十項」に改め、同条第三項中「第五十三条第二十五項」を「第五十三条第二十項」に改める。

第九条の三第二号中「、法第五十三条第四項の申告書若しくは同条第五項の申告書（法人税法第四百条第一項の規定により提出すべき法人税の申告書に係るものに限る。）」を「若しくは法第五十三条第四項の申告書」に改める。

第九条の四第一項第一号中「第五十三条第二十七項若しくは第二十八項」を「第五十三条第二十二項若しくは第二十三項」に改める。

第九条の五第一項中「（法第五十三条第五項の規定による道府県民税の申告書に係るものを除く。以下この条において同じ。）」を削る。

第九条の六中「、又は法第五十三条第五項の規定による道府県民税の申告書に係る道府県民税の中間納付額で未納のものに充当するとき」を削る。

第九条の七第一項中「第五十三条第二十九項」を「第五十三条第二十四項」に改め、同条第二項中「第五十三条第二十九項」を「第五十三条第二十四項」に、「第三百二十一条の八第二十九項」を「第三百二十一条の八第二十四項」に改め、同条第三項及び第四項中「第五十三条第二十九項」を「第五十三条第二十四項」に、「第三百二十四項」に改め、同条第五項中「第五十三条第二十九項」を「第五十三条第二十四項」に、「第三百二十一条の八第二十九項」を「第三百二十一条の八第二十四項」に改め、同条第六項各号列記以外の部分中「第九条の八第四項第二号」を「次条第四項第二号」に、「第九条の八第四項第三号」を「次条第四項第三号」に、「適格事後設立」を「適格現物分配」に、「第九条の八第四項第四号」を「次条第四項第四号」に改め、「分割法人」の下に「（同法第二条第十二号の二に規定する分割法人をいう。次条第四項第二号において同じ。）」を加え、「事後設立法人」を「現物分配法人」に改め、同項第三号中「適格事後設立

「を「適格現物分配」に、「事後設立法人」を「現物分配法人」に改め、同条第十六項中「適格事後設立」を「適格現物分配」に、「事後設立法人」を「現物分配法人」に改め、同条第十八項中「係る分割承継法人」の下に「（法人税法第二条第十二号の三に規定する分割承継法人をいう。次条第五項において同じ。）」を加え、「法人税法第二条第十二号の五」を「同法第二条第十二号の五」に、「第九条の八第五項」を「次条第五項」に、「被事後設立法人」を「被現物分配法人」に改め、同条第十九項、第二十項及び第三十一項中「第五十三條第二十九項」を「第五十三條第二十四項」に改め、同条第三十二項中「第五十三條第二十九項」を「第五十三條第二十四項」に、「第四項又は第五項」を「又は第四項」に改める。

第九条の八第一項中「第五十三條第三十一項」を「第五十三條第二十六項」に改め、同条第三項中「受益証券」を「受益権」に改め、同条第四項第四号を次のように改める。

四 適格現物分配 当該適格現物分配に係る現物分配法人

第九条の八第五項中「被事後設立法人」を「被現物分配法人」に改める。

第九条の八の二及び第九条の八の三第一項中「第五十三條第四十項」を「第五十三條第三十五項」に改める。

第九条の八の四の見出し及び同条第一項並びに第九条の八の五の見出し及び同条第一項中「第五十三條第四十一項」を「第五十三條第三十六項」に改める。

第九条の八の六の見出しを「（法第五十三條第三十七項第三号に規定する政令で定める事実）」に改め、同条中「第五十三條第四十二項第三号」を「第五十三條第三十七項第三号」に改め、第二号を第三号とし、第一号を第二号とし、同条に第一号として次の一号を加える。

一 特別清算開始の決定があつたこと。

第九条の八の七の見出し及び同条第一項中「第五十三條第四十四項」を「第五十三條第三十九項」に改める。

第九条の九の見出しを「（法第五十三條第三十九項に規定する仮装経理法人税割額を還付する場合の還付加算金の計算）」に改め、同条第一項中「第五十三條第四十四項」を「第五十三條第三十九項」に、「同条第四十二項」を「同条第三十七項」に改める。

第九条の九の二第一項中「第五十三條第四十六項」を「第五十三條第四十一項」に、「同条第四十五項」を「同条第四十項」に改め、同条第二項及び第三項中「第五十三條第四十六項」を「第五十三條第四十

一項」に改める。

第九条の九の三第一項第一号中「第五十三条第二十七項若しくは第二十八項」を「第五十三条第二十二項若しくは第二十三項」に改める。

第九条の九の四第一項中「（法人税法第四百四条第一項の規定により法人税の申告書を提出する義務がある法人が申告納付すべき法人税割額に係る利子割額控除等不足額（当該法人税割額の更正により増加した利子割額控除等不足額を含む。次条において「清算確定申告の控除等不足額」という。）を除く。以下この条において同じ。）」を削る。

第九条の九の五中「、又は清算確定申告の控除等不足額に係る申告書に係る道府県民税の中間納付額で未納のものに充当するとき」を削る。

第九条の九の六第一項中「第五十三条第四十七項」を「第五十三条第四十二項」に改める。

第九条の九の七第一項第一号中「第五十三条第三十五項（同条第三十七項）」を「第五十三条第三十項（同条第三十二項）」に、「同条第三十八項」を「同条第三十三項」に、「第五十三条第三十六項（同条第三十七項）」を「第五十三條第三十五項（同条第三十一項（同条第三十二項）」に改め、同項第二号中「第五十三條第三十五項又

は第三十六項」を「第五十三条第三十項又は第三十一項」に改める。

第九条の九の八第一項各号及び第九条の九の九第一項各号中「条約相手国」を「条約相手国等」に改める。

第九条の十五第一項の表八月の項中「第五十三条第三十一項」を「第五十三条第二十六項」に改め、「又は第百二条第一項（同法第百十九条の規定の適用がある場合を除く。）」を削り、「第五十三条第四十五項」を「第五十三条第四十項」に、「同条第四十六項」を「同条第四十一項」に、「同条第二十七項若しくは第二十八項」を「同条第二十二項若しくは第二十三項」に改め、同表十二月の項及び三月の項中「第五十三条第三十一項」を「第五十三条第二十六項」に、「同条第四十五項」を「同条第四十項」に、「同条第四十六項」を「同条第四十一項」に、「同条第二十七項若しくは第二十三項」に改める。

第十五条中「第七十二条の十三第二十六項」を「第七十二条の十三第二十四項」に改める。

第二十条の二の四第一項第二号中「（平成十三年法律第五十号）」を削る。

第二十条の二の十一中「第百十八条」を「第百十七条の二」に改める。

第二十条の二の十九の見出しを「（法第七十二条の二十一第五項第一号の総資産の帳簿価額）」に改め、同条中「第七十二条の二十一第三項第一号」を「第七十二条の二十一第五項第一号」に改め、同条第五号中「第七十二条の二十一第三項第二号」を「第七十二条の二十一第五項第二号」に改める。

第二十条の二の二十（見出しを含む。）中「第七十二条の二十一第三項第二号」を「第七十二条の二十一第五項第二号」に改める。
一第五項第二号」に改める。

第二十条の二の二十三第一項中「連結個別資本金等の額」を「減算した金額との合計額」に改め、同条第二項中「第七十二条の二十一第三項」を「第七十二条の二十一第五項」に改め、同条第五項中「第七十二条の二十一第四項」を「第七十二条の二十一第六項」に改める。

第二十条の三第一項及び第二項を次のように改める。

法第七十二条の二十三第一項本文の規定によつて連結申告法人以外の法人の事業税の課税標準である各事業年度の所得を算定する場合には、法人税法第五十七条第一項中「に算入された」とあるのは「又は個別帰属損金額（第八十一条の十八第一項に規定する個別帰属損金額をいう。以下この目において同じ。）に算入された」と、「第五十八条第一項」とあるのは「地方税法施行令（昭和二十五年政

令第二百四十五号) 第二十条の三第一項の規定により読み替えられた第五十八条第一項」と、同条第二項中「欠損金額(当該被合併法人等が当該欠損金額(この項又は第五項の規定により当該被合併法人等の欠損金額とみなされたものを含み、第四項又は第八項」とあるのは「未処理欠損金額等(当該被合併法人等が欠損金額等(欠損金額(この項又は地方税法施行令第二十条の三第一項の規定により読み替えられた第五項の規定により当該被合併法人等の欠損金額とみなされたものを含む。以下この項において「被合併法人等欠損金額」という。) 又は個別欠損金額(地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号第七十二条の二十三第三項に規定する個別欠損金額をいう。以下この目において同じ。) (この項又は同令第二十条の三第一項の規定により読み替えられた第五項の規定により当該被合併法人等の個別欠損金額とみなされたものを含む。以下この項において「被合併法人等個別欠損金額」という。) をいい、同条第一項の規定により読み替えられた第四項」と、「次項及び第七項」とあるのは「以下この目」と、「欠損金額に限るものとし、前項」とあるのは「欠損金額等(同条第一項の規定により読み替えられた前項」と、「損金の額」とあるのは「損金の額又は個別帰属損金額」と、「除く。以下この項において「未処理欠損金額」という」とあるのは「除く。」をいう。以下この項において同じ」と、「前項

の規定の適用」とあるのは「同令第二十条の三第一項の規定により読み替えられた前項の規定の適用」と、
「未処理欠損金額（当該」とあるのは「未処理欠損金額等（当該」と、「当該未処理欠損金額」とあるのは「当該未処理欠損金額等」と、「金額）」とあるのは「金額（被合併法人等欠損金額に限る。）」と、「未処理欠損金額にあつては」とあるのは「未処理欠損金額等（被合併法人等欠損金額に限る。）」にあつては」と、「生じた欠損金額」とあるのは「生じた欠損金額とみなし、当該前七年内事業年度において生じた未処理欠損金額等（被合併法人等個別欠損金額に限る。）」は、それぞれ当該未処理欠損金額等の生じた前七年内事業年度開始の日の属する当該内国法人の各事業年度（当該内国法人の合併等事業年度開始の日以後に開始した当該被合併法人等の当該前七年内事業年度において生じた未処理欠損金額等（被合併法人等個別欠損金額に限る。）」にあつては、当該合併等事業年度の前事業年度）において生じた個別欠損金額」と、同条第三項中「前項に」とあるのは「地方税法施行令第二十条の三第一項の規定により読み替えられた前項に」と、「未処理欠損金額」とあるのは「未処理欠損金額等」と、「掲げる欠損金額」とあるのは「掲げる欠損金額等」と、同項第一号中「欠損金額」とあるのは「欠損金額等」と、「第一項」とあるのは「地方税法施行令第二十条の三第一項の規定により読み替えられ

た第一項」と、「損金の額」とあるのは「損金の額又は個別帰属損金額」と、同項第二号中「欠損金額」とあるのは「欠損金額等」と、同条第四項中「第一項の規定の適用」とあるのは「地方税法施行令第二十条の三第一項の規定により読み替えられた第一項の規定の適用」と、「欠損金額（第二項又は次項の規定により当該内国法人の欠損金額とみなされたものを含む、この項又は第八項）」とあるのは「欠損金額（欠損金額（同条第一項の規定により読み替えられた第二項又は次項の規定により当該内国法人の欠損金額とみなされたものを含む。）又は個別欠損金額（同条第一項の規定により読み替えられた第二項又は次項の規定により当該内国法人の欠損金額とみなされたものを含む。）をいい、この項」と、「掲げる欠損金額」とあるのは「掲げる欠損金額等」と、同項第一号中「欠損金額（第一項）」とあるのは「欠損金額等（地方税法施行令第二十条の三第一項の規定により読み替えられた第一項）」と、「損金の額」とあるのは「損金の額又は個別帰属損金額」と、同項第二号中「欠損金額」とあるのは「欠損金額等」と、同条第五項中「場合又は」とあるのは「場合若しくは」と、「という。」とあるのは「という。」又は第一項の内国法人を合併法人とする適格合併が行われた場合若しくは同項の内国法人との間に完全支配関係がある他の内国法人で同項の内国法人が発行済株式若しくは出資の全部若しくは一部を

有するものの残余財産が確定した場合」と、「各連結事業年度において生じた当該内国法人の連結欠損金個別帰属額（第八十一条の九第六項（連結欠損金の繰越し）に規定する連結欠損金個別帰属額をいう。以下この項及び次項において同じ。）があるときは、当該翌日の属する事業年度以後の各事業年度における第一項」とあるのは「各事業年度（連結事業年度に該当する期間に限る。）において生じた当該内国法人の個別欠損金額（この項の規定により当該内国法人の欠損金額とみなされたものを除く。）又は地方税法施行令第二十条の三第一項の規定により読み替えられた第二項の規定により当該内国法人の各事業年度において生じた個別欠損金額とみなされるもの（以下この項において「みなし個別欠損金額」という。）があるときは、当該翌日の属する事業年度又は当該適格合併の日の属する事業年度若しくは当該残余財産の確定の日の翌日の属する事業年度以後の各事業年度（連結事業年度に該当する期間を除く。）における同条第一項の規定により読み替えられた第一項」と、「当該連結欠損金個別帰属額は、当該連結欠損金個別帰属額が生じた連結事業年度開始の日の属する当該内国法人の」とあるのは「当該内国法人の個別欠損金額は当該内国法人の個別欠損金額が生じた事業年度において生じた欠損金額とみなし、当該みなし個別欠損金額は当該みなし個別欠損金額が生じたものとみなされる」と、同条第六

項中「各連結事業年度」とあるのは「各事業年度（連結事業年度に該当する期間に限る。）」と、「連結欠損金個別帰属額を」とあるのは「個別欠損金額を」と、「連結欠損金個別帰属額が生じた連結事業年度」とあるのは「個別欠損金額が生じた事業年度」と、「同項及び第三項」とあるのは「地方税法施行令第二十条の三第一項の規定により読み替えられた第二項及び第三項」と、同条第九項中「第一項の規定は」とあるのは「地方税法施行令第二十条の三第一項の規定により読み替えられた第一項の規定は」と、「第二項又は第五項」とあるのは「同条第一項の規定により読み替えられた第二項又は第五項」と、「第一項の規定を」とあるのは「同条第一項の規定により読み替えられた第一項の規定を」と、同法第五十七条の二第一項中「生じた欠損金額」とあるのは「生じた欠損金額等」と、「前条第二項又は第五項の規定により当該内国法人の欠損金額とみなされたものを含むもの」とし、同条第一項」とあるのは「地方税法施行令第二十条の三第一項の規定により読み替えられた前条第一項」と、「内国法人のうち各連結事業年度の連結所得に対する法人税を課される最終の連結事業年度終了の日において第八十一条の十第一項（特定株主等によつて支配された欠損等連結法人の連結欠損金の繰越しの不適用）に規定する欠損等連結法人（以下この条において「欠損等連結法人」という。）であつたものを含む。以下こ

の条において」とあるのは「以下この条において」と、「当該欠損等連結法人にあつては、政令で定める日。以下この項及び次項第一号」とあるのは「以下この項及び次項第一号」と、「前条第一項」とあるのは「同令第二十条の三第一項の規定により読み替えられた前条第一項」と、同条第二項中「該当日（第八十一条の十第一項に規定する該当日を含む。）」とあるのは「該当日」と、「欠損金額又は連結欠損金個別帰属額（前条第五項に規定する連結欠損金個別帰属額をいう。以下この条において同じ。）」とあるのは「欠損金額等」と、同項第一号中「事業年度又は連結事業年度以前の各事業年度又は各連結事業年度において生じた欠損金額又は連結欠損金個別帰属額」とあるのは「事業年度以前の各事業年度において生じた欠損金額等」と、「適用事業年度又は適用連結事業年度（第八十一条の十第一項に規定する適用連結事業年度をいう。以下この条において同じ。）開始の日」とあるのは「適用事業年度開始の日」と、「欠損金額又は連結欠損金個別帰属額のうち、これらの生じた事業年度又は連結事業年度開始の日が当該適用事業年度又は適用連結事業年度」とあるのは「欠損金額等のうち、これらの生じた事業年度開始の日が当該適用事業年度」と、「前条第二項」とあるのは「地方税法施行令第二十条の三第一項の規定により読み替えられた前条第二項」と、同項第二号中「欠損金額」とあるのは「欠損金額

等」と、「同項」とあるのは「地方税法施行令第二十条の三第一項の規定により読み替えられた前条第四項」と、同条第三項中「事業年度又は連結事業年度以前の各事業年度又は各連結事業年度において生じた欠損金額又は連結欠損金個別帰属額」とあるのは「事業年度以前の各事業年度において生じた欠損金額等」と、「欠損金額又は連結欠損金個別帰属額のうち、これらの生じた事業年度又は連結事業年度開始の日が当該欠損等法人の適用事業年度又は適用連結事業年度」とあるのは「欠損金額等のうち、これらの生じた事業年度開始の日が当該欠損等法人の適用事業年度」と、「同条第二項」とあるのは「地方税法施行令第二十条の三第一項の規定により読み替えられた前条第二項」と、同条第五項中「欠損等法人若しくは欠損等連結法人」とあるのは「欠損等法人」と、「欠損等法人又は欠損等連結法人の適用事業年度又は適用連結事業年度前の各事業年度又は各連結事業年度において生じた欠損金額又は連結欠損金個別帰属額」とあるのは「欠損等法人の適用事業年度前の各事業年度において生じた欠損金額等」と、「同条第二項」とあるのは「地方税法施行令第二十条の三第一項の規定により読み替えられた前条第二項」と、同法第五十八条第一項中「(第五十七条第一項」とあるのは「(地方税法施行令第二十条の三第一項の規定により読み替えられた第五十七条第一項」と、「生じた欠損金額に相当する」とある

のは「生じた欠損金額又は個別欠損金額に相当する」と、「又は第五十七条第一項」とあるのは「又は同令第二十条の三第一項の規定により読み替えられた第五十七条第一項」と、同条第二項中「含み、次項の規定によりないものとされたものを除く」とあるのは「含む」と、「損金の額」とあるのは「損金の額又は個別帰属損金額」と、「前項の規定の適用」とあるのは「地方税法施行令第二十条の三第一項の規定により読み替えられた前項の規定の適用」と、同条第四項中「第一項の規定は」とあるのは「地方税法施行令第二十条の三第一項の規定により読み替えられた第一項の規定は」と、「第二項の規定」とあるのは「同条第一項の規定により読み替えられた第二項の規定」と、「第一項の規定を」とあるのは「同条第一項の規定により読み替えられた第一項の規定を」と、同法第五十九条第一項中「連結事業年度において生じた第八十一条の十八第一項（連結法人税の個別帰属額の計算）に規定する個別欠損金額（当該連結事業年度に連結欠損金額が生じた場合には、当該連結欠損金額のうち当該内国法人に帰せられる金額を加算した金額）」とあるのは「個別欠損金額」と、同条第二項中「連結事業年度において生じた第八十一条の十八第一項に規定する個別欠損金額（当該連結事業年度に連結欠損金額が生じた場合には、当該連結欠損金額のうち当該内国法人に帰せられる金額を加算した金額）」とあるのは「個別

欠損金額」と、「第五十七条第一項」とあるのは「地方税法施行令第二十条の三第一項の規定により読み替えられた第五十七条第一項」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「地方税法施行令第二十条の三第一項の規定により読み替えられた前二項」と、「連結事業年度において生じた第八十一条の十八第一項に規定する個別欠損金額（当該連結事業年度に連結欠損金額が生じた場合には、当該連結欠損金額のうち、当該内国法人に帰せられる金額を加算した金額）」とあるのは「個別欠損金額」と、同条第四項中「前三項」とあるのは「地方税法施行令第二十条の三第一項の規定により読み替えられた前三項」と、法人税法施行令第一百二十二条第一項中「欠損金額（同条第二項又は第五項の規定により当該被合併法人等の欠損金額とみなされたものを含む、同条第四項又は第八項の規定によりないものとされたものを除く）」とあるのは「欠損金額等（欠損金額（地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）第二十条の三第一項の規定により読み替えられた法第五十七条第二項又は第五項の規定により当該被合併法人等の欠損金額とみなされたものを含む。）又は個別欠損金額（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第七十二条の二十三第三項に規定する個別欠損金額をいう。以下この目において同じ。）（同令第二十条の三第一項の規定により読み替えられた法第五十七条第二項又は第五項の規定により当該被

合併法人等の個別欠損金額とみなされたものを含む。）をいい、同令第二十条の三第一項の規定により読み替えられた法第五十七条第四項の規定によりないものとされたものを除く。以下この目において同じ」と、「欠損金額に」とあるのは「欠損金額等に」と、同項第一号中「法第五十七条第二項の規定により当該被合併法人等となる内国法人の欠損金額」とあるのは「地方税法施行令第二十条の三第一項の規定により読み替えられた法第五十七条第二項の規定により当該被合併法人等となる内国法人の欠損金額又は個別欠損金額」と、同項第二号中「同項の規定により当該被合併法人等となる内国法人の欠損金額」とあるのは「地方税法施行令第二十条の三第一項の規定により読み替えられた法第五十七条第二項の規定により当該被合併法人等となる内国法人の欠損金額又は個別欠損金額」と、同条第二項中「同条第二項に規定する未処理欠損金額」とあるのは「地方税法施行令第二十条の三第一項の規定により読み替えられた法第五十七条第二項に規定する未処理欠損金額等」と、同条第五項第一号中「欠損金額（法第五十七条第一項の規定の適用があるものに限るものとし、同条第二項又は第五項の規定により当該被合併法人等の欠損金額とみなされたもの及び同条第四項又は第八項」とあるのは「欠損金額又は個別欠損金額（地方税法施行令第二十条の三第一項の規定により読み替えられた法第五十七条第一項の規定の

適用があるものに限るものとし、同令第二十条の三第一項の規定により読み替えられた法第五十七条第二項又は第五項の規定により当該被合併法人等の欠損金額又は個別欠損金額とみなされたもの及び同令第二十条の三第一項の規定により読み替えられた法第五十七条第四項」と、同項第二号中「生じた欠損金額」とあるのは「生じた欠損金額又は個別欠損金額」と、「法第五十七条第一項」とあるのは「地方税法施行令第二十条の三第一項の規定により読み替えられた法第五十七条第一項」と、「損金の額」とあるのは「損金の額又は個別帰属損金額（法第八十一条の十八第一項に規定する個別帰属損金額をいう。以下この目において同じ。）」と、「法第五十七条第四項又は第八項」とあるのは「同令第二十条の三第一項の規定により読み替えられた法第五十七条第四項」と、同条第八項中「第五項の規定は」とあるのは「地方税法施行令第二十条の三第一項の規定により読み替えられた第五項の規定は」と、「第五項中」とあるのは「同令第二十条の三第一項の規定により読み替えられた第五項中」と、「同条第二項又は第五項の規定により当該被合併法人等」とあるのは「当該適格組織再編成等の前に同条第二項の規定により当該内国法人の欠損金額とみなされたもの、同条第五項の規定により当該内国法人」とあるのは「同令第二十条の三第一項の規定により読み替えられた法第五十七条第二項又は第五項の規定により

当該被合併法人等」とあるのは「当該適格組織再編成等の前に同令第二十条の三第一項の規定により読み替えられた法第五十七条第二項又は第五項の規定により当該内国法人」と、同条第九項中「法第五十七条第五項」とあるのは「地方税法施行令第二十条の三第一項の規定により読み替えられた法第五十七条第五項」と、同条第五項中「法第五十七条第五項」とあるのは「連結欠損金個別帰属額（同項に規定する連結欠損金個別帰属額）」とあるのは「個別欠損金額（同項に規定する個別欠損金額）」と、「連結欠損金個別帰属額のうち」とあるのは「個別欠損金額のうち」と、同条第十三項中「法第五十七条第二項に規定する未処理欠損金額又は」とあるのは「地方税法施行令第二十条の三第一項の規定により読み替えられた法第五十七条第二項に規定する未処理欠損金額等又は」と、「法第五十七条第二項に規定する未処理欠損金額については」とあるのは「同令第二十条の三第一項の規定により読み替えられた法第五十七条第二項」とあるのは「同令第二十条の三第一項の規定により読み替えられた法第五十七条第二項）」と、同条第十四項中「同条第四項」とあるのは「地方税法施行令第二十条の三第一項の規定により読み替えられた法第五十七条第四項」と、「欠損金額」とあるのは「欠損金額等」と、同令第一百十三条第一項中「同条第三項各号に掲げる欠損金額」とあるのは「地方税法施行令第二

十条の三第一項の規定により読み替えられた法第五十七条第三項各号に掲げる欠損金額等」と、同項第一号中「支配関係前未処理欠損金額」とあるのは「支配関係前未処理欠損金額等」と、「欠損金額（同条第一項の規定の適用があるものに限るものとし、当該支配関係事業年度開始の時までに同条第二項又は第五項の規定により当該被合併法人の欠損金額とみなされたものを含み、同条第一項」とあるのは「欠損金額又は個別欠損金額（地方税法施行令第二十条の三第一項の規定により読み替えられた法第五十七条第一項の規定の適用があるものとし、同条第二十条の三第一項の規定により読み替えられた法第五十七条第二項の規定により当該被合併法人の欠損金額又は個別欠損金額とみなされたものを含み、同条第二十条の三第一項の規定により読み替えられた法第五十七条第一項」と、「損金の額に算入されたもの」とあるのは「損金の額又は個別帰属損金額に算入されたもの」と、「法第五十七条第四項又は第八項」とあるのは「同条第二十条の三第一項の規定により読み替えられた法第五十七条第四項」と、「法第五十七条第三項各号に掲げる欠損金額」とあるのは「同条第二十条の三第一項の規定により読み替えられた法第五十七条第三項各号に掲げる欠損金額等」と、同項第二号中「支配関係前未処理欠損金額」とあるのは「支配関係前未処理欠損金額等」と、「法第五十七条第三項第一号」とあるのは

「地方税法施行令第二十条の三第一項の規定により読み替えられた法第五十七条第三項第一号」と、「欠損金額は」とあるのは「欠損金額等は」と、同号口中「法第五十七条第一項」とあるのは「地方税法施行令第二十条の三第一項の規定により読み替えられた法第五十七条第一項」と、「損金の額に算入された金額」とあるのは「損金の額又は個別帰属損金額に算入された金額」と、「同条第四項又は第八項」とあるのは「同令第二十条の三第一項の規定により読み替えられた法第五十七条第四項」と、同項第三号中「前条第五項」とあるのは「地方税法施行令第二十条の三第一項の規定により読み替えられた前条第五項」と、「規定する欠損金額」とあるのは「規定する欠損金額又は個別欠損金額」と、「法第五十七条第三項第一号及び第二号に掲げる欠損金額」とあるのは「同令第二十条の三第一項の規定により読み替えられた法第五十七条第三項第一号及び第二号に掲げる欠損金額等」と、同号イ中「法第五十七条第三項第一号に掲げる欠損金額」とあるのは「地方税法施行令第二十条の三第一項の規定により読み替えられた法第五十七条第三項第一号に掲げる欠損金額等」と、同号ロ中「前条第五項第一号」とあるのは「地方税法施行令第二十条の三第一項の規定により読み替えられた前条第五項第一号」と、同条第二項中「前項の規定」とあるのは「地方税法施行令第二十条の三第一項の規定により読み替えられた前

項の規定」と、「前項各号」とあるのは「同令第二十条の三第一項の規定により読み替えられた前項各号」と、「同条第三項各号」とあるのは「同条第一項の規定により読み替えられた法第五十七条第三項各号」と、「欠損金額」とあるのは「欠損金額等」と、同条第四項中「前三項」とあるのは「地方税法施行令第二十条の三第一項の規定により読み替えられた前三項」と、「同項各号に掲げる欠損金額」とあるのは「同令第二十条の三第一項の規定により読み替えられた前項において準用する同条第一項の規定により読み替えられた第一項」と、同項第一号中「法第五十七条第四項各号に掲げる欠損金額」とあるのは「地方税法施行令第二十条の三第一項の規定により読み替えられた法第五十七条第四項各号に掲げる欠損金額等」と、同項第

二号中「欠損金額（同条第一項）」とあるのは「欠損金額等（地方税法施行令第二十条の三第一項の規定により読み替えられた法第五十七条第一項）」と、「同条第二項又は第五項」とあるのは「同令第二十条の三第一項の規定により読み替えられた法第五十七条第二項又は第五項」と、「同条第一項」とあるのは「同令第二十条の三第一項の規定により読み替えられた法第五十七条第一項」と、「法第五十七条第四項又は第八項」とあるのは「同令第二十条の三第一項の規定により読み替えられた法第五十七条第四項又は第八項」と、「支配関係前欠損金額」とあるのは「支配関係前欠損金額等」と、「法第五十七条第四項第一号に掲げる欠損金額」とあるのは「同令第二十条の三第一項の規定により読み替えられた法第五十七条第四項第一号に掲げる欠損金額」とあるのは「同項第二号に掲げる欠損金額」とあるのは「同項第三号中「支配関係前欠損金額」とあるのは「支配関係前欠損金額等」と、「同項第二号に掲げる欠損金額」とあるのは「地方税法施行令第二十条の三第一項の規定により読み替えられた法第五十七条第四項第一号及び第二号に掲げる欠損金額等」と、「同号イ中「法第五十七条第四項第一号に掲げる欠損金額」とあるのは「地方税法施行令第二十条の三第一項の規定により読み替えられた法第五十七条第四項第一号に掲げる欠損金額等」と、同

号口中「同項第二号に掲げる欠損金額」とあるのは「地方税法施行令第二十条の三第一項の規定により読み替えられた法第五十七条第四項第二号に掲げる欠損金額等」と、「支配関係後欠損金額」とあるのは「支配関係後欠損金額等」と、同条第六項中「前項の規定」とあるのは「地方税法施行令第二十条の三第一項の規定により読み替えられた前項の規定」と、「前項各号」とあるのは「同令第二十条の三第一項の規定により読み替えられた前項各号」と、「同条第四項各号」とあるのは「同条第一項の規定により読み替えられた法第五十七条第四項各号」と、「欠損金額」とあるのは「欠損金額等」と、同条第八項中「欠損金額」とあるのは「欠損金額等」と、「第二項及び第三項（これらの規定を第四項）」とあるのは「地方税法施行令第二十条の三第一項の規定により読み替えられた第二項及び第三項（これらの規定を同条第一項の規定により読み替えられた第四項）」と、同令第一百三十二条の二第九項中「同項に規定する欠損金額」とあるのは「地方税法施行令第二十条の三第一項の規定により読み替えられた法第五十七条の二第一項に規定する欠損金額等」と、「欠損金額等」とあるのは「帳簿価額控除後欠損金額等」と、同条第十六項中「欠損金額」とあるのは「欠損金額等」と、同条第二十三項中「法第五十七条の二第二項、」とあるのは「地方税法施行令第二十条の三第一項の規定により読み替えられた法第五十七条

の二第二項、」と、「欠損金額について」とあるのは「欠損金額等について」と、同項第一号中「法第五十七条第二項」とあるのは「地方税法施行令第二十条の三第一項の規定により読み替えられた法第五十七条第二項」と、「未処理欠損金額」とあるのは「未処理欠損金額等」と、「法第五十七条の二第二項の」とあるのは「同令第二十条の三第一項の規定により読み替えられた法第五十七条の二第二項の」と、「欠損金額又は連結欠損金個別帰属額」とあるのは「欠損金額等」と、「前条第一項」とあるのは「地方税法施行令第二十条の三第一項の規定により読み替えられた前条第一項」と、同項第二号中「法第五十七条第四項に規定する欠損金額」とあるのは「地方税法施行令第二十条の三第一項の規定により読み替えられた法第五十七条第四項に規定する欠損金額等」と、「制限対象欠損金額」とあるのは「制限対象欠損金額等」と、「法第五十七条の二第二項の規定の適用がある同項第二号に掲げる欠損金額」とあるのは「同令第二十条の三第一項の規定により読み替えられた法第五十七条の二第二項の規定の適用がある同項第二号に掲げる欠損金額等」と、「前条第四項」とあるのは「同令第二十条の三第一項の規定により読み替えられた前条第四項」と、同項第三号中「法第五十七条の二第三項」とあるのは「地方税法施行令第二十条の三第一項の規定により読み替えられた法第五十七条の二第三項」と、「未処理

欠損金額」とあるのは「未処理欠損金額等」と、「欠損金額又は連結欠損金個別帰属額」とあるのは「欠損金額等」と、「前条第一項」とあるのは「同令第二十条の三第一項の規定により読み替えられた前条第一項」と、同項第四号中「法第五十七条の二第五項」とあるのは「地方税法施行令第二十条の三第一項の規定により読み替えられた法第五十七条の二第五項」と、「欠損等法人又は欠損等連結法人」とあるのは「欠損等法人」と、「未処理欠損金額」とあるのは「未処理欠損金額等」と、「欠損金額又は連結欠損金個別帰属額」とあるのは「欠損金額等」と、「前条第一項」とあるのは「同令第二十条の三第一項の規定により読み替えられた前条第一項」と、同令第一百六条第二項中「法第五十八条第一項」とあるのは「地方税法施行令第二十条の三第一項の規定により読み替えられた法第五十八条第一項」と、「同条第二項」とあるのは「同令第二十条の三第一項の規定により読み替えられた法第五十八条第二項」と、「同条第一項」とあるのは「同令第二十条の三第一項の規定により読み替えられた法第五十八条第一項」と、同令第一百六条の二第一項中「同条第二項」とあるのは「地方税法施行令第二十条の三第一項の規定により読み替えられた法第五十八条第二項」と、同条第二項中「第一百二十二条第二項」とあるのは「地方税法施行令第二十条の三第一項の規定により読み替えられた法第五十八条第二項」と、「第

額」とあるのは「個別欠損金額」と、同条第二号中「法第五十七条第一項（）」とあるのは「地方税法施行令第二十条の三第一項の規定により読み替えられた法第五十七条第一項（）」と、「法第五十七条第一項又は」とあるのは「同令第二十条の三第一項の規定により読み替えられた法第五十七条第一項又は」と、同令第百十八条第二号中「法第五十七条第一項」とあるのは「地方税法施行令第二十条の三第一項の規定により読み替えられた法第五十七条第一項」として、これらの規定の例によるものとする。

2 法第七十二条の二十三第一項本文の規定によつて連結申告法人の事業税の課税標準である各事業年度の所得を算定する場合においては、法人税法第五十七条第一項中「欠損金額」とあるのは「個別欠損金額」と、「この項」とあるのは「地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第七十二条の二十三第一項に規定する個別欠損金額をいう。以下この目において同じ。）（この項）」と、「損金の額に算入された」とあるのは「損金の額又は個別帰属損金額（第八十一条の十八第一項に規定する個別帰属損金額をいう。以下この目において同じ。）に算入された」と、「損金の額」とあるのは「個別帰属損金額」と、「第五十八条第一項」とあるのは「地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）第二十条の三第二項の規定により読み替えられた第五十八条第一項」と、「損金の額に算入される」とある

のは「個別帰属損金額に算入される」と、同条第二項中「欠損金額（当該被合併法人等が当該欠損金額（この項又は第五項の規定により当該被合併法人等の欠損金額とみなされたものを含み、第四項又は第八項」とあるのは「未処理欠損金額等（当該被合併法人等が欠損金額等（欠損金額（この項の規定により当該被合併法人等の欠損金額とみなされたものを含む。以下この項において「被合併法人等欠損金額」という。）又は個別欠損金額（この項の規定により当該被合併法人等の個別欠損金額とみなされたものを含む。以下この項において「被合併法人等個別欠損金額」という。）をいい、地方税法施行令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた第四項」と、「次項及び第七項」とあるのは「以下この目」と、「欠損金額に限るものとし、前項」とあるのは「欠損金額等（同条第二項の規定により読み替えられた前項」と、「損金の額」とあるのは「損金の額又は個別帰属損金額」と、「除く。以下この項において「未処理欠損金額」という」とあるのは「除く。」をいう。以下この項において同じ」と、「前項の規定の適用」とあるのは「同条第二十条の三第二項の規定により読み替えられた前項の規定の適用」と、「未処理欠損金額（当該」とあるのは「未処理欠損金額等（当該」と、「当該未処理欠損金額」とあるのは「当該未処理欠損金額等」と、「金額」とあるのは「金額）」とあるのは「金額」（被合併法人等欠損金額に限

る。」と、「未処理欠損金額にあつては」とあるのは「未処理欠損金額等（被合併法人等欠損金額に限る。）にあつては」と、「生じた欠損金額とみなす」とあるのは「生じた個別欠損金額とみなし、当該前七年内事業年度において生じた未処理欠損金額等（被合併法人等個別欠損金額に限る。）は、それぞれ当該未処理欠損金額等の生じた前七年内事業年度開始の日の属する当該内国法人の各事業年度（当該内国法人の合併等事業年度開始の日以後に開始した当該被合併法人等の当該前七年内事業年度において生じた未処理欠損金額等（被合併法人等個別欠損金額に限る。）にあつては、当該合併等事業年度の前事業年度）において生じた個別欠損金額とみなす」と、同条第三項中「という。」の前項に」とあるのは「という。」の地方税法施行令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた前項に」と、「未処理欠損金額」とあるのは「未処理欠損金額等」と、「掲げる欠損金額」とあるのは「掲げる欠損金額等」と、同項第一号中「欠損金額」とあるのは「欠損金額等」と、「第一項」とあるのは「地方税法施行令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた第一項」と、「損金の額」とあるのは「損金の額又は個別帰属損金額」と、同項第二号中「欠損金額」とあるのは「欠損金額等」と、同条第四項中「第一項の規定の適用」とあるのは「地方税法施行令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた第一

項の規定の適用」と、「欠損金額（第二項又は次項の規定により当該内国法人の欠損金額とみなされたものを含み、この項又は第八項」とあるのは「個別欠損金額（欠損金額（同条第二項の規定により読み替えられた第二項の規定により当該内国法人の個別欠損金額とみなされたものを含む。）又は個別欠損金額（同条第二項の規定により読み替えられた第二項の規定により当該内国法人の個別欠損金額とみなされたものを含む。）をいい、この項」と、「掲げる欠損金額」とあるのは「掲げる欠損金額等」と、同項第一号中「欠損金額（第一項」とあるのは「欠損金額等（地方税法施行令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた第一項」と、「損金の額」とあるのは「損金の額又は個別帰属損金額」と、同項第二号中「欠損金額」とあるのは「欠損金額等」と、同条第九項中「第一項の規定は」とあるのは「地方税法施行令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた第一項の規定は」と、「欠損金額（第二項又は第五項」とあるのは「個別欠損金額（同条第二項の規定により読み替えられた第二項」と、「内国法人の欠損金額」とあるのは「内国法人の個別欠損金額」と、「第一項の規定を」とあるのは「同条第二項の規定により読み替えられた第一項の規定を」と、「第二項の合併等事業年度又は第五項の最終の連結事業年度終了の日の翌日の属する事業年度」とあるのは「第二項の合併等事業年度」と、同法

第五十七条の二第一項中「生じた欠損金額」とあるのは「生じた個別欠損金額等」と、「前条第二項又は第五項の規定により当該内国法人の欠損金額とみなされたものを含むものとし、同条第一項」とあるのは「個別欠損金額（地方税法施行令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた前条第二項の規定により当該内国法人の個別欠損金額とみなされたものを含む。）又は欠損金額（同令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた前条第二項の規定により当該内国法人の個別欠損金額とみなされたものを含む。）をいい、同令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた前条第一項」と、「内国法人のうち各連結事業年度の連結所得に対する法人税を課される最終の連結事業年度終了の日において第八十一条の十第一項（特定株主等によつて支配された欠損等連結法人の連結欠損金の繰越しの不適用）に規定する欠損等連結法人（以下この条において「欠損等連結法人」という。）であつたものを含む。以下この条において」とあるのは「以下この条において」と、「当該欠損等連結法人にあつては、政令で定める日。以下この項及び次項第一号」とあるのは「以下この項及び次項第一号」と、「前条第一項」とあるのは「同令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた前条第一項」と、同条第二項中「該当日（第八十一条の十第一項に規定する該当日を含む。）」とあるのは「該当日」と、「欠損金額又

は連結欠損金個別帰属額（前条第五項に規定する連結欠損金個別帰属額をいう。以下この条において同じ。）とあるのは「個別欠損金額等」と、同項第一号中「事業年度又は連結事業年度以前の各事業年度又は各連結事業年度において生じた欠損金額又は連結欠損金個別帰属額」とあるのは「事業年度以前の各事業年度において生じた個別欠損金額等」と、「適用事業年度又は適用連結事業年度（第八十一条の十第一項に規定する適用連結事業年度をいう。以下この条において同じ。）開始の日」とあるのは「適用事業年度開始の日」と、「欠損金額又は連結欠損金個別帰属額のうち、これらの生じた事業年度又は連結事業年度開始の日が当該適用事業年度又は適用連結事業年度」とあるのは「個別欠損金額等のうち、これらの生じた事業年度開始の日が当該適用事業年度」と、「前条第二項、第三項及び第六項」とあるのは「地方税法施行令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた前条第二項及び第三項」と、同項第二号中「欠損金額」とあるのは「個別欠損金額等」と、「同項」とあるのは「地方税法施行令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた前条第四項」と、同条第三項中「事業年度又は連結事業年度以前の各事業年度又は各連結事業年度において生じた欠損金額又は連結欠損金個別帰属額」とあるのは「事業年度以前の各事業年度において生じた個別欠損金額等」と、「欠損金額又は連結欠損金個

別帰属額のうち、これらの生じた事業年度又は連結事業年度」とあるのは「個別欠損金額等のうち、これらの生じた事業年度」と、「適用事業年度又は適用連結事業年度」とあるのは「適用事業年度」と、「同条第二項、第三項及び第六項」とあるのは「地方税法施行令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた前条第二項及び第三項」と、同条第五項中「欠損等法人若しくは欠損等連結法人」とあるのは「欠損等法人」と、「欠損等法人又は欠損等連結法人の適用事業年度又は適用連結事業年度前の各事業年度又は各連結事業年度」とあるのは「欠損等法人の適用事業年度前の各事業年度」と、「欠損金額又は連結欠損金個別帰属額」とあるのは「個別欠損金額等」と、「同条第二項、第三項及び第六項」とあるのは「地方税法施行令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた前条第二項及び第三項」と、同法第五十八条第一項中「(第五十七条第一項」とあるのは「(地方税法施行令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた第五十七条第一項」と、「損金の額」とあるのは「個別帰属損金額」と、「生じた欠損金額に相当する」とあるのは「生じた欠損金額又は個別欠損金額に相当する」と、「又は第五十七条第一項」とあるのは「又は同令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた第五十七条第一項」と、同条第二項中「災害損失欠損金額とみなされたものを含み、次項の規定によりないものと

されたものを除く」とあるのは「災害損失欠損金額とみなされたものを含む」と、「損金の額」とあるのは「損金の額又は個別帰属損金額」と、「前項の規定の適用」とあるのは「地方税法施行令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた前項の規定の適用」と、同条第四項中「第一項の規定は」とあるのは「地方税法施行令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた第一項の規定は」と、「第二項の規定」とあるのは「同条第二項の規定により読み替えられた第二項の規定」と、「第一項の規定を」とあるのは「同条第二項の規定により読み替えられた第一項の規定を」と、同法第五十九条第一項中「連結事業年度において生じた第八十一条の十八第一項（連結法人税の個別帰属額の計算）に規定する個別欠損金額（当該連結事業年度に連結欠損金額が生じた場合には、当該連結欠損金額のうち当該内国法人に帰せられる金額を加算した金額）」とあるのは「個別欠損金額」と、同条第二項中「連結事業年度において生じた第八十一条の十八第一項に規定する個別欠損金額（当該連結事業年度に連結欠損金額が生じた場合には、当該連結事業年度に生じた場合は、当該連結欠損金額のうち当該内国法人に帰せられる金額を加算した金額）」とあるのは「個別欠損金額」と、「第五十七条第一項」とあるのは「地方税法施行令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた第五十七条第一項」と、同条第三項中「前二項の規定」とあるのは「地方税法施

行令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた前二項の規定」と、「連結事業年度において生じた第八十一条の十八第一項に規定する個別欠損金額（当該連結事業年度に連結欠損金額が生じた場合には、当該連結欠損金額のうち、当該内国法人に帰せられる金額を加算した金額）」とあるのは「個別欠損金額」と、同条第四項中「前三項」とあるのは「地方税法施行令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた前三項」と、法人税法施行令第一百十二条第一項中「欠損金額（同条第二項又は第五項の規定により当該被合併法人等の欠損金額とみなされたものを含む、同条第四項又は第八項）」とあるのは「欠損金額等（欠損金額（地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）第二十条の三第二項の規定により読み替えられた法第五十七条第二項の規定により当該被合併法人等の欠損金額とみなされたものを含む。）又は個別欠損金額（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第七十二条の二十三第三項に規定する個別欠損金額をいう。以下この目において同じ。）（同令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた法第五十七条第二項の規定により当該被合併法人等の個別欠損金額とみなされたものを含む。）をいい、同令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた法第五十七条第四項」と、「除く。」とあるのは「除く。以下この目において同じ。）」と、「掲げる欠損金額」とあるのは「

掲げる欠損金額等」と、同項第一号中「法第五十七条第二項」とあるのは「地方税法施行令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた法第五十七条第二項」と、「欠損金額」とあるのは「欠損金額又は個別欠損金額」と、同条第二項中「同条第二項に規定する未処理欠損金額」とあるのは「地方税法施行令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた法第五十七条第二項に規定する未処理欠損金額等」と、同条第五項第一号中「欠損金額（法第五十七条第一項の規定の適用があるものに限るものとし、同条第二項又は第五項の規定により当該被合併法人等の欠損金額とみなされたもの及び同条第四項又は第八項」とあるのは「欠損金額又は個別欠損金額（地方税法施行令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた法第五十七条第一項の規定の適用があるものに限るものとし、同令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた法第五十七条第二項の規定により当該被合併法人等の欠損金額又は個別欠損金額とみなされたもの及び同令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた法第五十七条第四項」と、同項第二号中「欠損金額」とあるのは「欠損金額又は個別欠損金額」と、「法第五十七条第一項」とあるのは「地方税法施行令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた法第五十七条第一項」と、「損金の額」とあるのは「損金の額又は個別帰属損金額（法第八十一条の十八第一項に規定する個別

帰属損金額をいう。以下この目において同じ。」と、「法第五十七条第四項又は第八項」とあるのは「同令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた法第五十七条第四項」と、同条第八項中「第五項の規定」とあるのは「地方税法施行令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた第五項の規定」と、「第五項中」とあるのは「同令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた第五項中」と、「同条第二項又は第五項の規定により当該被合併法人等」とあるのは「当該適格組織再編成等の前に同条第二項の規定により当該内国法人の欠損金額とみなされたもの、同条第五項の規定により当該内国法人」とあるのは「同令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた法第五十七条第二項の規定により読み替えられた法第五十七条第二項の規定により当該内国法人」と、同条第十三項中「法第五十七条第二項に規定する未処理欠損金額又は」とあるのは「地方税法施行令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた法第五十七条第二項に規定する未処理欠損金額等又は」と、「法第五十七条第二項に規定する未処理欠損金額については」とあるのは「同令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた法第五十七条第二項に規定する未処理欠損金額等については」と、「法第五十七条第二項」とあるのは

「同令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた法第五十七条第二項」と、同条第十四項中「同条第四項に規定する欠損金額」とあるのは「地方税法施行令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた法第五十七条第四項に規定する欠損金額等」と、同令第一百十三条第一項中「同条第三項各号に掲げる欠損金額」とあるのは「地方税法施行令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた法第五十七条第三項各号に掲げる欠損金額等」と、同項第一号中「支配関係前未処理欠損金額」とあるのは「支配関係前未処理欠損金額等」と、「欠損金額（同条第一項の規定の適用があるものに限るものとし、当該支配関係事業年度開始の時までに同条第二項又は第五項の規定により当該被合併法人の欠損金額とみなされたものを含み、同条第一項」とあるのは「欠損金額又は個別欠損金額（地方税法施行令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた法第五十七条第一項の規定の適用があるものに限るものとし、同令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた法第五十七条第二項の規定により当該被合併法人の欠損金額又は個別欠損金額とみなされたものを含み、同令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた法第五十七条第一項」と、「損金の額」とあるのは「損金の額又は個別帰属損金額」と、「法第五十七条第四項又は第八項」とあるのは「同令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた法第

五十七條第四項」と、「法第五十七條第三項各号に掲げる欠損金額」とあるのは「同令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた法第五十七條第三項各号に掲げる欠損金額等」と、同項第二号中「支配関係前未処理欠損金額」とあるのは「支配関係前未処理欠損金額等」と、「法第五十七條第三項第一号」とあるのは「地方税法施行令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた法第五十七條第三項第一号」と、「欠損金額は」とあるのは「欠損金額等は」と、同号口中「法第五十七條第一項」とあるのは「地方税法施行令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた法第五十七條第一項」と、「損金の額」とあるのは「損金の額又は個別帰属損金額」と、「同条第四項又は第八項」とあるのは「同令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた法第五十七條第四項」と、同項第三号中「(前条第五項」とあるのは「(地方税法施行令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた前条第五項」と、「規定する欠損金額」とあるのは「規定する欠損金額又は個別欠損金額」と、「法第五十七條第三項第一号及び第二号に掲げる欠損金額」とあるのは「同令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた法第五十七條第三項第一号及び第二号に掲げる欠損金額等」と、同号イ中「法第五十七條第三項第一号に掲げる欠損金額」とあるのは「地方税法施行令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた法第

五十七條第三項第一号に掲げる欠損金額等」と、同号口中「前条第五項第一号」とあるのは「地方税法施行令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた前条第五項第一号」と、同条第二項中「前項の」とあるのは「地方税法施行令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた前項の」と、「前項各号」とあるのは「同令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた前項各号」と、「同条第三項各号」とあるのは「同条第二項の規定により読み替えられた法第五十七條第三項各号」と、「欠損金額」とあるのは「欠損金額等」と、同条第四項中「前三項」とあるのは「地方税法施行令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた前三項」と、「同項各号に掲げる欠損金額」とあるのは「同令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた法第五十七條第四項各号に掲げる欠損金額等」と、「同条第三項各号」と、「係る同項各号」とあるのは「係る地方税法施行令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた法第五十七條第三項各号」と、同条第五項中「同項各号に掲げる欠損金額」とあるのは「地方税法施行令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた法第五十七條第四項各号に掲げる欠損金額等」と、「同令第二十条の三第二項の規定により読み金額等」と、「前項において準用する第一項」とあるのは「同令第二十条の三第二項の規定により読み

替えられた前項において準用する同条第二項の規定により読み替えられた第一項」と、同項第一号中「法第五十七条第四項各号に掲げる欠損金額」とあるのは「地方税法施行令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた法第五十七条第四項各号に掲げる欠損金額等」と、同項第二号中「欠損金額（同条第一項）」とあるのは「欠損金額等（地方税法施行令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた法第五十七条第一項）」と、「同条第二項又は第五項」とあるのは「同令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた法第五十七条第二項」と、「同条第一項」とあるのは「同令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた法第五十七条第四項又は第八項」とあるのは「同令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた法第五十七条第四項」と、「支配関係前欠損金額」とあるのは「法第五十七条第四項第一号に掲げる欠損金額」とあるのは「同項第二号に掲げる欠損金額等」と、同項第三号中「支配関係前欠損金額」とあるのは「支配関係前欠損金額等」と、「法第五十七条第四項第一号及び第二号に掲げる欠損金額」とあるのは「地方税法施行令第二十条の三第二項の規定により読み替えら

れた法第五十七条第四項第一号及び第二号に掲げる欠損金額等」と、同号イ中「法第五十七条第四項第一号に掲げる欠損金額」とあるのは「地方税法施行令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた法第五十七条第四項第一号に掲げる欠損金額等」と、同号ロ中「同項第二号に掲げる欠損金額」とあるのは「地方税法施行令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた法第五十七条第四項第二号に掲げる欠損金額等」と、「支配関係後欠損金額」とあるのは「支配関係後欠損金額等」と、同条第六項中「前項の」とあるのは「地方税法施行令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた前項の」と、「前項各号」とあるのは「同令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた前項各号」と、「同条第四項各号に掲げる欠損金額」とあるのは「同条第二項の規定により読み替えられた法第五十七条第四項各号に掲げる欠損金額等」と、同条第八項中「欠損金額」とあるのは「欠損金額等」と、「第二項及び第三項」とあるのは「地方税法施行令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた第二項及び第三項」と、「第四項」とあるのは「同条第二項の規定により読み替えられた第四項」と、同令第一百三十二条の二第九項中「おける同項」とあるのは「おける地方税法施行令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた法第五十七条の二第一項」と、「欠損金額（）」とあるのは「欠損金額等（）」と、「欠損金

額等」とあるのは「帳簿価額控除後欠損金額等」と、同条第二十三項中「法第五十七条の二第二項、第三項又は第五項」とあるのは「地方税法施行令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた法第五十七条の二第二項又は第三項」と、「欠損金額について」とあるのは「欠損金額等について」と、同項第一号中「法第五十七条第二項」とあるのは「地方税法施行令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた法第五十七条第二項」と、「未処理欠損金額」とあるのは「未処理欠損金額等」と、「法第五十七条の二第二項の規定の適用がある同号」とあるのは「同令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた法第五十七条の二第二項の規定の適用がある同号」と、「欠損金額又は連結欠損金個別帰属額」とあるのは「欠損金額等」と、「前条第一項」とあるのは「同令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた前条第一項」と、同項第二号中「法第五十七条第四項」とあるのは「地方税法施行令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた法第五十七条第四項」と、「欠損金額」とあるのは「欠損金額等」と、「法第五十七条の二第二項の規定の適用がある同項第二号に掲げる欠損金額」とあるのは「同令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた法第五十七条の二第二項の規定の適用がある同項第二号に掲げる欠損金額等」と、

「前条第四項」とあるのは「同令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた前条第四項」と、同項第三号中「法第五十七条の二第三項」とあるのは「地方税法施行令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた法第五十七条の二第三項」と、「未処理欠損金額」とあるのは「未処理欠損金額等」と、「欠損金額又は連結欠損金個別帰属額」とあるのは「欠損金額等」と、「前条第一項」とあるのは「同令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた前条第一項」と、同項第四号中「法第五十七条の二第五項」とあるのは「地方税法施行令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた法第五十七条の二第五項」と、「欠損等法人又は欠損等連結法人」とあるのは「欠損等法人」と、「未処理欠損金額」とあるのは「未処理欠損金額等」と、「欠損金額又は連結欠損金個別帰属額」とあるのは「欠損金額等」と、「前条第一項」とあるのは「同令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた前条第一項」と、同令第百十六条第二項中「法第五十八条第一項」とあるのは「地方税法施行令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた法第五十八条第一項」と、「同条第二項」とあるのは「同令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた法第五十八条第二項」と、「同条第一項」とあるのは「同令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた法第五十八条第一項」と、同令第百十六条の二第一項中「

同条第二項」とあるのは「地方税法施行令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた法第五十八条第二項」と、同条第二項中「第一百十二条第二項（）」とあるのは「地方税法施行令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた第一百十二条第二項（）」と、「第一百十二条第二項中」とあるのは「同令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた第一百十二条第二項中」と、「未処理欠損金額」とあるのは「法第五十七条第二項に規定する未処理欠損金額等」と、「未処理災害損失欠損金額」とあるのは「法第五十八条第二項に規定する未処理災害損失欠損金額」と、同条第三項中「法第五十七条第一項の」とあるのは「地方税法施行令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた法第五十七条第一項の」と、「欠損金額（同条第二項又は第五項）」とあるのは「個別欠損金額（同令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた法第五十七条第二項）」と、「生じた欠損金額」とあるのは「生じた個別欠損金額」と、同条第二項の規定により読み替えられた法第五十八条第二項の規定」と、「同条第一項」とあるのは「同令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた法第五十八条第一項」と、「欠損金額に」とあるのは「欠損金額又は個別欠損金額に」と、「生じた第五十七条第一項」とあるのは「生じた同令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた第

五十七條第一項」と、「に相当する」とあるのは「又は個別欠損金額に相当する」と、同令第一百六條の三第一号中「同項に規定する個別欠損金額」とあるのは「個別欠損金額」と、同令第一百七條の二第一号中「同項に規定する個別欠損金額」とあるのは「個別欠損金額」と、同條第二号中「法第五十七條第一項（」とあるのは「地方税法施行令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた法第五十七條第一項（」とあるのは「同令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた法第五十七條第一項又は」と、同令第一百八條第二号中「法第五十七條第一項」とあるのは「地方税法施行令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた法第五十九條第一項」とあるのは「地方税法施行令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた法第五十九條第一項」と、「法第八十一條の九第一項（連結欠損金の繰越し）の規定の適用がある連結欠損金額のうち当該連結法人に帰せられる金額」とあるのは「同令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた法第五十七條第一項又は第五十八條第一項の規定の適用がある個別欠損金額又は欠損金額」と、同條第二項中「法第五十九條第二項に係る」とあるのは「地方税法施行令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた法第五十九條第二項に係る」と、同項第一号中「法第五

十九条第二項 同項」とあるのは「地方税法施行令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた法第五十九条第二項 同項」と、「法第五十九条第二項及び」とあるのは「同令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた法第五十九条第二項及び」と、「法第八十一条の九第一項」とあるのは「同令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた法第五十七条第一項及び第五十八条第一項」と、同項第二号中「法第八十一条の九第一項の規定により連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入される連結欠損金額のうち当該連結法人に帰せられる金額」とあるのは「地方税法施行令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた法第五十七条第一項又は第五十八条第一項の規定により事業年度の所得の計算上法第八十一条の十八第一項に規定する個別帰属損金額に算入される個別欠損金額又は欠損金額」と、「法第八十一条の九第一項の規定の適用がある連結欠損金額のうち当該連結法人に帰せられる金額」とあるのは「同令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた法第五十七条第一項又は第五十八条第一項の規定の適用がある個別欠損金額又は欠損金額」と、同条第三項中「法第五十九条第三項に係る」とあるのは「地方税法施行令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた法第五十九条第三項に係る」と、「法第五十九条第三項及び」とあるのは「同令第二十条の三第二項の規定により

読み替えられた法第五十九条第三項及び」として、これらの規定の例によるものとする。

第二十条の三第三項中「適格合併等の日」を「適格合併の日の属する事業年度又は残余財産の確定の日の翌日」に改め、同条第四項を削り、同条第五項中「第一百十二条第十三項及び第十四項」を「第一百十二条第十項から第十二項まで」に改め、同項を同条第四項とする。

第二十一条第二項中「第五項第一号」を「第四項第一号」に、「第一百十二条第八項第二号」を「第一百十二条第五項第二号」に改め、同条第三項中「第五十七条第二項に規定する適格合併等又は同条第五項に規定する適格合併等」を「第五十七条第二項に規定する同条第一項の内国法人を合併法人とする適格合併が行われた場合若しくは当該内国法人との間に同法第二条第十二号の七の六に規定する完全支配関係（当該内国法人による完全支配関係又は同号に規定する相互の関係に限る。）がある他の内国法人で当該内国法人が発行済株式若しくは出資の全部若しくは一部を有するものの残余財産が確定した場合又は同法第五十七条第四項に規定する適格組織再編成等」に改める。

第二十一条の四の見出しを「（商工組合等の留保所得の算定に係る特例）」に改める。

第二十四条の二及び第二十四条の二の四第一項中「又は第七十二条の二十八」を「、第七十二条の二十

八又は第七十二条の二十九」に改める。

第二十四条の二の五第二号を同条第三号とし、同条第一号を同条第二号とし、同条に第一号として次の一号を加える。

一 特別清算開始の決定があつたこと。

第二十四条の二の九第一項第一号中「又は第七十二条の二十八」を「、第七十二条の二十八又は第七十二条の二十九」に改める。

第二十四条の三第一項中「第七十二条の二十八第二項」の下に「又は第七十二条の二十九第二項」を加え、「又は第七十二条の二十八第一項」を「、第七十二条の二十八第一項又は第七十二条の二十九第一項」に改め、同条第四項中「又は第七十二条の二十八第一項」を「、第七十二条の二十八第一項又は第七十二条の二十九第一項」に改める。

第二十四条の四第一項中「第七十二条の二十八第二項」の下に「又は第七十二条の二十九第二項」を加え、「又は第七十二条の二十八第一項」を「、第七十二条の二十八第一項又は第七十二条の二十九第一項」に改め、同条第五項中「第七十二条の二十八第二項」の下に「又は第七十二条の二十九第二項」を加え

、「本項」を「この項」に改める。

第二十四条の四の二並びに第二十四条の四の三第一項及び第二項中「第七十二条の二十八第二項」の下に「又は第七十二条の二十九第二項」を加える。

第二十四条の六第一項中「、第六十八条の十五第五項」を削り、同条第二項第一号中「、第四十二条の十一第五項」及び「、第六十八条の十五第五項」を削る。

第二十四条の七第一項中「、第四十二条の十一第五項」を削る。

第二十九条を削り、第三十条を第二十九条とする。

第三十一条を削る。

第三十二条の見出しを「(中間納付額に係る延滞金の免除)」に改め、同条中「若しくは第三十条第一項」を「又は第二十九条第一項」に改め、「、又は前条第一項若しくは第二項の規定により清算中の予納額の還付をする場合において、当該清算中の予納額を未納の清算中の予納額に充当するとき」及び「又は清算中の予納額」を削り、同条を第三十条とする。

第三十二条の二を第三十一条とし、第三十二条の三を第三十二条とする。

第三十二条の四第一項第一号中「第六十六条の四第十六項第一号」を「第六十六条の四第十五項第一号」に改め、同条第二項各号中「条約相手国」を「条約相手国等」に改め、同条を第三十二条の二とする。

第三十二条の五第二項各号中「条約相手国」を「条約相手国等」に改め、同条を第三十二条の三とする。
第三十七条の九の九を削る。

第三十七条の九の十（見出しを含む。）中「第七十三条の四第一項第三十七号」を「第七十三条の四第一項第三十六号」に改め、同条を第三十七条の九の九とする。

第三十七条の九の十一（見出しを含む。）中「第七十三条の四第一項第三十八号」を「第七十三条の四第一項第三十七号」に改め、同条を第三十七条の九の十とする。

第三十七条の十四各号列記以外の部分を次のように改める。

法第七十三条の七第二号に規定する政令で定める分割は、次に掲げる要件に該当する分割で分割対価資産（法人税法第二条第十二号の九イに規定する分割対価資産をいう。）として分割承継法人（法人税法第二条第十二号の三に規定する分割承継法人をいう。以下この条において同じ。）の株式（出資を含む。以下この条において同じ。）以外の資産が交付されないもの（当該株式が交付される分割型分割（

法人税法第二条第十二号の九に規定する分割型分割をいう。)にあつては、当該株式が分割法人(法人税法第二条第十二号の二に規定する分割法人をいう。以下この条において同じ。)の株主等(法人税法第二条第十四号に規定する株主等をいう。)の有する当該分割法人の株式の数(出資にあつては、金額)の割合に応じて交付されるものに限る。)とする。

第四十八条の二中「同項第一号の二」を「同項第二号」に改める。

第四十八条の七第一項から第三項までを次のように改める。

第七条の十三の四の規定は法第三百十四条の二第一項第一号の規定を適用する場合における同号に規定する資産について受けた損失の金額の計算について、第七条の十五の規定は同項第五号イに規定する政令で定める新生命保険契約等に係る保険料又は掛金について、第七条の十五の二の規定は同号イに規定する政令で定める旧生命保険契約等に係る保険料又は掛金について、第七条の十五の三第一項の規定は同号イ(1)(i)に規定する政令で定めるところにより計算した金額について、同条第二項の規定は同号ロ(1)に規定する政令で定めるところにより計算した金額について、同条第三項の規定は同号ハ(1)(i)に規定する政令で定めるところにより計算した金額について、同条第三項の規定は同号ハ(1)(i)に規定する政令で定めるところにより計算した金額について、第七条の十五の四の規定は同号ロに規定する政令

令で定める事由について、第七条の十五の五の規定は同号ロに規定する政令で定めるものについて、第七条の十五の六の規定は法第三百十四条の二第一項第五号の三に規定する政令で定める保険料又は掛金について準用する。この場合において、第七条の十五中「法第三十四条第八項第一号イ」とあるのは「法第三百十四条の二第八項第一号イ」と、「法第三十四条第八項第一号ハ」とあるのは「法第三百十四条の二第八項第二号ニ」と、第七条の十五の四中「法第三十四条第一項第五号ロ」とあるのは「法第三百十四条の二第八項第三号」と、第七条の十五の五中「法第三十四条第八項第一号イ」とあるのは「法第三百十四条の二第八項第一号イ」と、「法第三十四条第八項第一号ハ」とあるのは「法第三百十四条の二第八項第一号ハ」と、第七条の十五の六中「法第三十四条第一項第五号の三」とあるのは「法第三百十四条の二第一項第五号の三」と読み替えるものとする。

2 法第三百十四条の二第一項第一号に規定する政令で定める資産は第七条の十三の二各号に掲げる資産とし、同項第二号に規定する政令で定める対価は第七条の十四に規定する対価とし、同項第四号イに規

定する政令で定める共済契約は第七条の十四の二に規定する共済契約とし、同号ハに規定する政令で定める共済制度は第七条の十四の三に規定する共済制度とし、同項第六号に規定する政令で定める障害者は第七条の十五の七に規定する者とする。

- 3 第七条の十五の九第四項の規定は法第三百十四条の二第八項第三号ロに規定する政令で定めるものについて、第七条の十五の十二の規定は同項第四号に規定する年金を給付する定めのある契約で政令で定めるものについて、第七条の十五の十三の規定は同号ハに規定する政令で定める要件について準用する。この場合において、第七条の十五の十二中「法第三十四条第八項第一号イ」とあるのは「法第三百十四条の二第八項第一号ロ」と、「法第三十四条第八項第一号イ」とあるのは「法第三百十四条の二第八項第一号ロ」と、「法第三百十四条第八項第一号ハ」とあるのは「法第三百十四条の二第八項第一号ハ」と、「法第三十四条第一項第五号ハ」とあるのは「法第三百十四条の二第一項第五号ハ」と読み替えるものとする。

第四十八条の七中第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

- 4 法第三百十四条の二第八項第一号に規定する確定給付企業年金法第三条第一項第一号その他政令で定

める規定は第七条の十五の八第一項に規定する規定とし、法第三百十四条の二第八項第一号に規定する確定給付企業年金法第三条第一項第二号その他政令で定める規定は第七条の十五の八第二項に規定する規定とし、法第三百十四条の二第八項第一号イに規定する政令で定める保険契約は第七条の十五の九第一項に規定する保険契約とし、同号ハに規定する政令で定める生命共済に係る契約は同条第二項に規定する生命共済に係る契約とし、同号ハに規定する政令で定める生命共済に係る契約に類する共済に係る契約は第七条の十五の十に規定する契約とし、同号ニに規定する退職年金に関する契約で政令で定めるものは第七条の十五の十一に規定する契約とし、法第三百十四条の二第八項第二号ニに規定する政令で定めるものは第七条の十五の九第三項に規定する保険契約とし、法第三百十四条の二第八項第六号ロに規定する政令で定める共済に係る契約は第七条の十五の十四に規定する契約とする。

第四十八条の十一の見出しを「(法第三百二十一条の八第五項の欠損金額の範囲等)」に改め、同条中「第三百二十一条の八第六項」を「第三百二十一条の八第五項」に、「第五十三条第六項」を「第五十三条第五項」に、「第五十三条第八項」を「第五十三条第七項」に、「第三百二十一条の八第八項」を「第三百二十一条の八第七項」に改める。

第四十八条の十一の二中「第三百二十一条の八第六項」を「第三百二十一条の八第五項」に改める。

第四十八条の十一の三中「第三百二十一条の八第六項」を「第三百二十一条の八第五項」に、「同条第八項」を「同条第七項」に、「第五十三条第六項」を「第五十三条第五項」に、「第五十三条第七項」を

「第五十三条第六項」に、「第三百二十一条の八第七項」を「第三百二十一条の八第六項」に改める。

第四十八条の十一の四中「第三百二十一条の八第八項」を「第三百二十一条の八第七項」に、「第五十三条第八項」を「第五十三条第七項」に改める。

第四十八条の十一の五中「第三百二十一条の八第八項」に規定する適格合併等（以下本節において「適格合併等」という。）に係る同項に規定する合併法人等（以下本節において「合併法人等」という。）における同項」を「第三百二十一条の八第七項の適格合併又は残余財産の確定に係る同条第五項の法人の同条第七項」に、「本節において同じ」を「この節において同じ」に、「第五十三条第八項」を「第五十三条第五項」に、「法第三百二十一条の八第八項」を「法第三百二十一条の八第五項」に改める。

第四十八条の十一の六中「第三百二十一条の八第十項」を「第三百二十一条の八第九項」に改める。

第四十八条の十一の七中「第三百二十一条の八第十二項」を「第三百二十一条の八第十項」に、「第五

十三条第十二項」を「第五十三条第十項」に改める。

第四十八条の十一の八中「適格合併等に係る合併法人等における法第三百二十一条の八第十二項」を「法第三百二十一条の八第十項の適格合併又は残余財産の確定に係る同条第九項の法人の同条第十項」に、

「第五十三条第十二項」を「第五十三条第九項」に、「法第三百二十一条の八第十二項」を「法第三百二十一条の八第九項」に改める。

第四十八条の十一の九中「第三百二十一条の八第十五項」を「第三百二十一条の八第十二項」に改める。

第四十八条の十一の十中「第三百二十一条の八第十六項」を「第三百二十一条の八第十三項」に、「第五十三条第十六項」を「第五十三条第十三項」に改める。

第四十八条の十一の十一中「適格合併等に係る合併法人等における法第三百二十一条の八第十六項」を

「法第三百二十一条の八第十三項の適格合併又は残余財産の確定に係る同条第十二項の法人の同条第十三項」に、「第五十三条第十六項」を「第五十三条第十二項」に、「法第三百二十一条の八第十六項」を

「法第三百二十一条の八第十二項」に改める。

第四十八条の十一の十二中「第三百二十一条の八第十九項」を「第三百二十一条の八第十五項」に改め

る。

第四十八条の十一の十三中「第三百二十一条の八第二十項」を「第三百二十一条の八第十六項」に、「第五十三条第二十項」を「第五十三条第十六項」に改める。

第四十八条の十一の十四中「適格合併等に係る合併法人等における法第三百二十一条の八第二十項」を「法第三百二十一条の八第十六項の適格合併又は残余財産の確定に係る同条第十五項の法人の同条第十六項」に、「第五十三条第二十項」を「第五十三条第十五項」に、「法第三百二十一条の八第二十項」を「法第三百二十一条の八第十五項」に改める。

第四十八条の十二第一項中「第三百二十一条の八第二十五項」を「第三百二十一条の八第二十項」に改め、同条第二項中「若しくは第四百四条第一項」を削り、「法第三百二十一条の八第四項の規定による申告書又は同条第五項の規定による申告書（法人税法第四百四条第一項の規定による申告書に係るものに限る。）」を「又は法第三百二十一条の八第四項の規定による申告書」に改める。

第四十八条の十三第一項中「第三百二十一条の八第二十九項」を「第三百二十一条の八第二十四項」に改め、同条第二項中「第五十三条第二十九項」を「第五十三条第二十四項」に、「第三百二十一条の八第

二十九項」を「第三百二十一条の八第二十四項」に改め、同条第三項中「第三百二十一条の八第二十九項」を「第三百二十一条の八第二十四項」に改め、同条第四項中「第三百二十一条の八第二十九項」を「第三百二十一条の八第二十四項」に、「第五十三条第二十九項」を「第五十三条第二十四項」に改め、同条第五項及び第六項中「第三百二十一条の八第二十九項」を「第三百二十一条の八第二十四項」に改め、同条第七項各号列記以外の部分中「適格事後設立」を「適格現物分配」に、「事後設立法人」を「現物分配法人」に改め、同項第一号中「第二条第十二号の七の五」を「第二条第十二号の七の七」に改め、同項第三号中「適格事後設立」を「適格現物分配」に、「事後設立法人」を「現物分配法人」に改め、同条第十七項中「適格事後設立」を「適格現物分配」に、「事後設立法人」を「現物分配法人」に改め、同条第十九項中「被事後設立法人」を「被現物分配法人」に改め、同条第二十項、第二十一項及び第三十二項中「第三百二十一条の八第二十九項」を「第三百二十一条の八第二十四項」に改め、同条第三十三項中「第三百二十一条の八第二十九項」を「第三百二十一条の八第二十四項」に、「第四項又は第五項」を「又は第四項」に改める。

第四十八条の十四及び第四十八条の十四の二第一項中「第三百二十一条の八第三十六項」を「第三百二

十一條の八第三十一項」に改める。

第四十八條の十四の三の見出し及び同條第一項中「第三百二十一條の八第三十七項」を「第三百二十一條の八第三十二項」に改める。

第四十八條の十四の四の見出しを「(法第三百二十一條の八第三十二項に規定する仮装経理法人税割額を還付する場合の還付加算金の計算)」に改め、同條第一項中「第三百二十一條の八第三十七項」を「第三百二十一條の八第三十二項」に、「同條第三十七項」を「同條第三十二項」に改める。

第四十八條の十四の五の見出しを「(法第三百二十一條の八第三十三項第三号に規定する政令で定める事実)」に改め、同條中「第三百二十一條の八第三十八項第三号」を「第三百二十一條の八第三十三項第三号」に改め、第二号を第三号とし、第一号を第二号とし、同條に第一号として次の一号を加える。

一 特別清算開始の決定があつたこと。

第四十八條の十四の六の見出し及び同條第一項中「第三百二十一條の八第四十項」を「第三百二十一條の八第三十五項」に改める。

第四十八條の十四の七の見出しを「(法第三百二十一條の八第三十五項に規定する仮装経理法人税割額

を還付する場合の還付加算金の計算」に改め、同条第一項中「第三百二十一条の八第四十項」を「第三百二十一条の八第三十五項」に、「同条第三十八項」を「同条第三十三項」に改める。

第四十八条の十五第一項中「第三百二十一条の八第四十一項」を「第三百二十一条の八第三十六項」に改める。

第四十八条の十五の二第一項第一号中「第三百二十一条の八第三十一項（同条第三十三項）」を「第三百二十一条の八第二十六項（同条第二十八項）」に、「同条第三十四項」を「同条第二十九項」に、「第三百二十一条の八第三十二項（同条第三十三項）」を「第三百二十一条の八第二十七項（同条第二十八項）」に改め、同項第二号中「第三百二十一条の八第三十一項又は第三十二項」を「第三百二十一条の八第二十六項又は第二十七項」に改める。

第四十八条の十五の三第一項各号及び第四十八条の十五の四第一項各号中「条約相手国」を「条約相手国等」に改める。

第五十一条の十五の七を削る。

第五十一条の十五の八（見出しを含む。）中「第三百四十八条第二項第四十二号」を「第三百四十八条

第二項第四十一号」に改め、同条を第五十一条の十五の七とする。

第五十一条の十五の九（見出しを含む。）中「第三百四十八条第二項第四十三号」を「第三百四十八条第二項第四十二号」に改め、同条を第五十一条の十五の八とする。

第五十一条の十五の十（見出しを含む。）中「第三百四十八条第二項第四十四号」を「第三百四十八条第二項第四十三号」に改め、同条を第五十一条の十五の九とする。

第五十六条の六十八第一項中「精神障害者である短時間労働者（」を「心身障害者である短時間労働者（短時間労働重度心身障害者を除く。」に、「短時間労働精神障害者」を「短時間労働心身障害者」に改め、「総数」の下に「に短時間労働者の総数に二分の一を乗じて得た数を加算した数」を加え、同条第二項第一号中「第七十二条の二」を「第六十九条」に改め、同項第二号中「第四十三条第一項」を「第四十条第三項」に改め、同項第三号を削り、同項第四号を同項第三号とする。

第五十六条の八十八の二第一項中「四十七万円」を「五十万円」に改め、同条第二項中「十二万円」を「十三万円」に改める。

第五十六条の八十九第一項を次のように改める。

法第七百三条の五に規定する政令で定める金額は、三十三万円に当該世帯に属する国民健康保険の被保険者の数と特定同一世帯所属者（法第七百三条の四第十一項第一号に規定する特定同一世帯所属者をいう。以下同じ。）の数の合計数に三十五万円を乗じて得た金額を加算した金額（次項第三号又は第四号の規定による減額を行う場合には、三十三万円に当該世帯に属する国民健康保険の被保険者（当該世帯主を除く。）の数と特定同一世帯所属者（当該世帯主を除く。）の数の合計数に二十四万五千円を乗じて得た金額を加算した金額）とする。

第五十六条の八十九第二項中「第七百三条の五第一項に規定する基準」を「第七百三条の五に規定する基準」に改め、同項第二号中「イ又はロ」を「イからハまで」に改め、同号イ及びロを次のように改める。

イ 法第七百三条の五に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が三十三万円を超えない世帯
十分の七

ロ 法第七百三条の五に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が三十三万円に当該世帯に属する国民健康保険の被保険者（当該世帯主を除く。）の数と特定同一世帯所属者（当該世帯主を除く。）の数の合計数に二十四万五千円を乗じて得た金額を加算した金額を超えない世帯（イに掲げ

る世帯を除く。) 十分の五

第五十六条の八十九第二項第二号に次のように加える。

ハ 法第七百三条の五に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が三十三万円に当該世帯に属する国民健康保険の被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数に三十五万円を乗じて得た金額を加算した金額を超えない世帯(イ又はロに掲げる世帯を除く。) 十分の二

第五十六条の八十九第二項に次の二号を加える。

三 前号の規定による減額を行うことが困難であると認める市町村においては、同号の規定にかかわらず、当該市町村の当該年度分の国民健康保険税に係る被保険者均等割額又は世帯別平等割額にイ又はロに掲げる世帯の区分に応じそれぞれイ又はロに定める割合を乗じて得た額の減額を行うことができ
ること。

イ 前号イに掲げる世帯 十分の六

ロ 前号ロに掲げる世帯 十分の四

四 前二号の規定による減額を行うことが困難であると認める市町村においては、これらの規定にかか

ならず、当該市町村の当該年度分の国民健康保険税に係る被保険者均等割額又は世帯別平等割額にイ又はロに掲げる世帯の区分に応じそれぞれイ又はロに定める割合を乗じて得た額の減額を行うことができること。

イ 第二号イに掲げる世帯 十分の五

ロ 第二号ロに掲げる世帯 十分の三

第五十六条の八十九第三項から第五項までを削る。

第五十七条の二中「第五十三条第二十九項」を「第五十三条第二十四項」に、「第三百二十一条の八第二十九項」を「第三百二十一条の八第二十四項」に改める。

第五十七条の二の二中「準用する法第三百二十一条の八第二十九項」を「準用する法第三百二十一条の八第二十四項」に改め、同条第一号中「第五十三条第二十九項」を「第五十三条第二十四項」に改め、同条第二号イ中「第五十三条第二十九項」を「第五十三条第二十四項」に改め、同号ロ中「第三百二十一条の八第二十九項」を「第三百二十一条の八第二十四項」に改める。

第五十七条の四中「第三百二十一条の八第二十四項」を「第三百二十一条の八第十九項」に改める。

第五十九条を第六十条とし、第五十八条を第五十九条とし、第五章中同条の前に次の一条を加える。

(法第七百五十七條第一号の政令で定める規定)

第五十八条 法第七百五十七條第一号に規定する政令で定める規定は、法本則（法第七十二条の二十三第一項ただし書（社会保険診療に係る部分に限る。））、第七十二条の二十四の七第一項第二号（同条第五項第十号に掲げる医療法人に係る部分に限る。））、第七十二条の四十九の八第一項ただし書（社会保険診療に係る部分に限る。））、第七十三条の十四第五項から第十四項まで、第七十三条の二十七の二から第七十三条の二十七の九まで、第八十条第二項、第三百四十九条の三、第七百条の五十二第二項、第七百一条の四十一及び第七百二条第二項を除く。）並びに附則第三条から第六条まで、第八条第五項、第八条の二から第八条の四まで、第九条の二の二から第十条まで、第十一条の六、第十二条の二の三第一項、第十二条の二の六、第十二条の二の八、第十二条の二の九、第十三条、第十四条、第十五条の四、第十五条の五、第十六条、第十七条から第三十条まで、第三十一条から第三十一条の四まで及び第三十三条の二から第四十一条までの規定とする。

附則第三条の二第一項中「第三十条第四項」を「第二十九条第四項」に改める。

附則第五条の三中「平成二十一年度」を「平成二十二年度」に改める。

附則第五条の五中「第十二項若しくは」を「第十二項、」に、「第四十二条の十一第六項若しくは第七項又は」を「第四十二条の十一第六項若しくは第七項、所得税法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第六号）附則第七十七条の規定によりなお効力を有することとされる同法第十八条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の十一第五項又は」に改め、同条の表第八条の六第一項、第八条の第十三第一項、第八条の十七第一項、第八条の二十第一項及び第八条の二十三第一項の項及び第八条の六第二項の項中「第四十二条の十第六項若しくは第七項若しくは第四十二条の十一第六項若しくは第七項」の下に「、所得税法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第六号）附則第七十七条の規定によりなお効力を有することとされる同法第十八条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の十一第五項」を加える。

附則第六条の二第二項中「附則第九条第八項第一号」を「附則第九条第七項第一号」に改め、同条第二項中「附則第九条第九項」を「附則第九条第八項」に改め、同条第三項中「附則第九条第十三項」を「附則第九条第十一項」に改める。

附則第六条の十六第四項を削り、同条第五項中「附則第十条第五項」を「附則第十条第四項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第六項中「附則第十条第六項」を「附則第十条第五項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第七項中「附則第十条第七項」を「附則第十条第六項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第八項を削り、同条第九項中「附則第十条第九項」を「附則第十条第七項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第十項を削る。

附則第七条の見出し中「施設等の範囲」を「不動産の価格の決定等」に改め、同条第一項を削り、同条第二項中「附則第十一条第二項」を「附則第十一条第一項」に改め、同項を同条第一項とし、同条第三項中「附則第十一条第五項」を「附則第十一条第三項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項を削り、同条第五項中「附則第十一条第七項」を「附則第十一条第四項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第六項中「附則第十一条第七項」を「附則第十一条第四項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第七項中「附則第十一条第八項」を「附則第十一条第五項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第八項を削り、同条第九項中「附則第十一条第十項」を「附則第十一条第七項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第十項中「附則第十一条第十項」を「附則第十一条第七項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第

十一項中「附則第十一条第十一項」を「附則第十一条第七項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第十二項中「附則第十一条第十二項に」を「附則第十一条第八項に」に、「及び第十四項」を「及び第十一項」に改め、同項第一号中「第十四項」を「第十一項」に、「第十五項」を「第十二項」に改め、同項第四号口中「附則第十一条第十二項」を「附則第十一条第八項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第十三項中「附則第十一条第十二項」を「附則第十一条第八項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第十四項中「附則第十一条第十三項」を「附則第十一条第九項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第十五項中「附則第十一条第十三項」を「附則第十一条第九項」に、「第十三項」を「第十項」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第十六項を削り、同条第十七項中「附則第十一条第十五項」を「附則第十一条第十項」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十八項中「附則第十一条第十五項」を「附則第十一条第十項」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十九項から第二十二項までを削り、同条第二十三項中「附則第十一条第二十項」を「附則第十一条第十二項」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第二十四項中「附則第十一条第二十二項」を「附則第十一条第十三項」に改め、同項を同条第十六項とし、同条第二十五項中「附則第十一条第二十三項」を「附則第十一条第十四項」に改め、同項を同条第十七項とし、

同条第二十六項中「附則第十一条第二十四項」を「附則第十一条第十五項」に改め、同項を同条第十八項とし、同条第二十七項中「附則第十一条第二十四項」を「附則第十一条第十五項」に改め、同項を同条第十九項とし、同条第二十八項中「第二十五項の」を「第十八項の」に、「附則第十一条第二十五項」を「附則第十一条第十六項」に、「同条第二十五項」を「同条第十六項」に改め、同項を同条第二十項とし、同条第二十九項を削り、同条第三十項中「附則第十一条第二十八項」を「附則第十一条第十八項」に改め、同項を同条第二十一項とし、同条第三十一項中「附則第十一条第二十九項」を「附則第十一条第十九項」に改め、同項を同条第二十二項とし、同条第三十二項中「附則第十一条第三十項」を「附則第十一条第二十項」に改め、同項を同条第二十三項とし、同条第三十三項中「附則第十一条第三十項」を「附則第十条第二十項」に改め、第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号から第八号までを一号ずつ繰り上げ、第九号及び第十号を削り、第十一号を第八号とし、第十二号を第九号とし、同項を同条第二十四項とし、同条第三十四項を削り、同条第三十五項中「附則第十一条第三十四項」を「附則第十一条第二十三項」に改め、同項を同条第二十五項とする。

附則第九条第一項中「を除く。」の「の数」を「（以下この項において「短時間労働者」という。）を除く

。) の数」に、「同項第四号」を「同項第三号」に、「短時間労働精神障害者」を「短時間労働心身障害者」に改め、「同条第二項第二号に規定する」を削り、「総数」の下に「に短時間労働者の総数に二分の一を乗じて得た数を加算した数」を加える。

附則第九条の二第二項中「附則第七条第二項」を「附則第七条第一項」に改める。

附則第十条の二の二第一項中「附則第十二条の二の四第一項第二号」を「附則第十二条の二の七第一項第二号」に改め、同条第二項及び第三項中「附則第十二条の二の四第一項第三号」を「附則第十二条の二の七第一項第三号」に改め、同条第四項及び第五項中「附則第十二条の二の四第一項第四号」を「附則第十二条の二の七第一項第四号」に改め、同条第六項中「附則第十二条の二の四第一項第五号」を「附則第十二条の二の七第一項第五号」に改め、同条第七項及び第八項中「附則第十二条の二の四第二項」を「附則第十二条の二の七第二項」に改め、同条第九項中「附則第十二条の二の四第四項」を「附則第十二条の二の七第四項」に、「附則第十二条の二の四第一項」を「附則第十二条の二の七第一項」に改める。

附則第十一条第一項から第五項までの規定中「附則第十五条第二項」を「附則第十五条第一項」に改め、同条第六項中「附則第十五条第三項」を「附則第十五条第二項」に改め、同条第七項から第十項までを

削り、同条第十一項中「附則第十五条第四項の表の第四号」を「附則第十五条第三項」に、「第五条第一項」を「第六条第四項」に、「指定区域」を「要措置区域及び同法第十一条第二項に規定する形質変更時
要届出区域」に改め、同項を同条第七項とし、同条第十二項及び第十三項を削り、同条第十四項中「附則第十五条第十項」を「附則第十五条第六項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第十五項中「附則第十五条第十項」を「附則第十五条第六項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第十六項中「附則第十五条第十項」を「附則第十五条第七項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第十七項中「附則第十五条第十二項」を「附則第十五条第八項」に改め、「同項第二号に規定する短時間労働者」の下に「（以下この項において「短時間労働者」という。）」を加え、「同項第四号」を「同項第三号」に、「短時間労働精神障害者」を「短時間労働心身障害者」に改め、「同条第二項第二号に規定する」を削り、「総数」の下に「に短時間労働者の総数に二分の一を乗じて得た数を加算した数」を加え、同項を同条第十一項とし、同条第十八項中「附則第十五条第十二項」を「附則第十五条第八項」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第十九項中「附則第十五条第十三項」を「附則第十五条第九項」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第二十項中「附則第十五条第十三項」を「附則第十五条第九項」に改め、「港湾法施行令」の下に「

(昭和二十六年政令第四号)を加え、同項を同条第十四項とし、同条第二十一項中「附則第十五条第十三項」を「附則第十五条第九項」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第二十二項中「附則第十五条第十四項」を「附則第十五条第十項」に改め、同項を同条第十六項とし、同条第二十三項中「附則第十五条第十五項」を「附則第十五条第十一項」に改め、同項を同条第十七項とし、同条第二十四項中「附則第十五条第十六項」を「附則第十五条第十二項」に改め、同項を同条第十八項とし、同条第二十五項中「附則第十五条第十七項」を「附則第十五条第十三項」に改め、同項を同条第十九項とし、同条第二十六項中「附則第十五条第十八項」を「附則第十五条第十四項」に改め、同項を同条第二十項とし、同条第二十七項中「附則第十五条第十九項」を「附則第十五条第十五項」に改め、「電気通信事業者」の下に「又は有線放送電話業者」を加え、「及び無線設備」及び「(次項において「高度通信施設整備事業」という。)」を削り、同項を同条第二十一項とし、同条第二十八項から第三十項までを削り、同条第三十一項中「附則第十五条第二十一項」を「附則第十五条第十六項」に改め、同項を同条第二十二項とし、同条第三十二項中「附則第十五条第二十三項」を「附則第十五条第十八項」に改め、同項を同条第二十三項とし、同条第三十三項中「附則第十五条第二十四項」を「附則第十五条第十九項」に改め、同項を同条第二十四項とし

、同条第三十四項中「附則第十五条第二十五項」を「附則第十五条第二十項」に改め、同項を同条第二十五項とし、同条第三十五項中「附則第十五条第二十五項」を「附則第十五条第二十項」に改め、同項を同条第二十六項とし、同条第三十六項中「附則第十五条第二十五項」を「附則第十五条第二十項」に改め、同項を同条第二十七項とし、同条第三十七項中「附則第十五条第二十五項」を「附則第十五条第二十項」に改め、同項を同条第二十八項とし、同条第三十八項から第四十項までを削り、同条第四十一項中「附則第十五条第二十九項」を「附則第十五条第二十三項」に改め、同項を同条第二十九項とし、同条第四十二項中「附則第十五条第二十九項」を「附則第十五条第二十三項」に改め、同項を同条第三十項とし、同条第四十三項中「附則第十五条第二十九項」を「附則第十五条第二十三項」に改め、同項を同条第三十一項とし、同条第四十四項中「附則第十五条第三十項」を「附則第十五条第二十四項」に改め、同項を同条第三十二項とし、同条第四十五項を削り、同条第四十六項中「附則第十五条第三十三項」を「附則第十五条第二十六項」に改め、同項を同条第三十三項とし、同条第四十七項中「附則第十五条第三十三項」を「附則第十五条第二十六項」に改め、同項を同条第三十四項とし、同条第四十八項中「附則第十五条第三十三項」を「附則第十五条第二十六項」に改め、同項を同条第三十五項とし、同条第四十九項中「附則第十五

条第三十三項」を「附則第十五条第二十六項」に改め、同項を同条第三十六項とし、同条第五十項中「附則第十五条第三十五項」を「附則第十五条第二十八項」に改め、同項を同条第三十七項とし、同条第五十一項中「附則第十五条第三十五項」を「附則第十五条第二十八項」に改め、同項を同条第三十八項とし、同条第五十二項から第五十四項までを削り、同条第五十五項中「附則第十五条第三十八項」を「附則第十五条第二十九項」に改め、同項を同条第三十九項とし、同条第五十六項中「附則第十五条第三十九項」を「附則第十五条第三十項」に改め、同項を同条第四十項とし、同条第五十七項中「附則第十五条第三十九項」を「附則第十五条第三十項」に改め、同項を同条第四十一項とし、同条第五十八項中「附則第十五条第四十項」を「附則第十五条第三十一項」に改め、同項を同条第四十二項とし、同条第五十九項中「附則第十五条第四十一項」を「附則第十五条第三十二項」に改め、同項を同条第四十三項とし、同条第六十項中「附則第十五条第四十二項」を「附則第十五条第三十三項」に改め、同項を同条第四十四項とし、同条第六十一項中「附則第十五条第四十三項」を「附則第十五条第三十四項」に改め、同項を同条第四十五項とし、同条第六十二項中「附則第十五条第四十四項」を「附則第十五条第三十五項」に改め、同項を同条第四十六項とし、同条第六十三項中「附則第十五条第四十五項」を「附則第十五条第三十六項」に改め、

同項を同条第四十七項とし、同条第六十四項中「附則第十五条第四十五項」を「附則第十五条第三十六項」に改め、同項を同条第四十八項とし、同条第六十五項中「附則第十五条第四十六項」を「附則第十五条第三十七項」に、「及び市内線路設備」を「市内線路設備及び管理設備」に改め、同項を同条第四十九項とし、同条第六十六項中「附則第十五条第四十七項」を「附則第十五条第三十八項」に、「第十九項」を「第十三項」に改め、同項を同条第五十項とし、同条第六十七項中「附則第十五条第四十九項」を「附則第十五条第四十項」に改め、同項を同条第五十一項とし、同条第六十八項中「附則第十五条第四十九項」を「附則第十五条第四十項」に改め、同項を同条第五十二項とし、同条第六十九項中「附則第十五条第五十七項」を「附則第十五条第四十三項」に改め、同項を同条第五十三項とし、同条に次の一項を加える。

54 法附則第十五条第四十六項に規定する特定用途港湾施設の用に供する固定資産で政令で定めるものは、第十五項に規定する固定資産とする。

附則第十二条の二の見出しを「(特定の災害に係る固定資産税及び都市計画税の特例の適用を受ける家屋等の範囲)」に改め、同条第一項から第十二項までを削り、同条第十三項各号列記以外の部分中「附則第十六条の二第十一項」を「附則第十六条の二第一項」に改め、同項第一号中「附則第十六条の二第十一

項」を「附則第十六条の二第二項」に、「第十五項」を「第三項」に改め、同項第三号中「附則第十六条の二第二十一項」を「附則第十六条の二第二項」に改め、同項を同条第一項とし、同条第十四項中「附則第十六条の二第二十一項」を「附則第十六条の二第二項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第十五項中「第十二項及び」を削り、「第十九項、第二十一項及び第二十五項」を「第七項、第九項及び第十三項」に改め、「被災家屋若しくは」及び「第十二項第二号若しくは」を削り、「これらの項」を「同項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第十六項中「附則第十六条の二第十二項」を「附則第十六条の二第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第十七項中「附則第十六条の二第十二項」を「附則第十六条の二第二項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第十八項中「附則第十六条の二第十三項」を「附則第十六条の二第三項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第十九項中「第十三項の」を「第一項の」に、「附則第十六条の二第十三項」を「附則第十六条の二第三項」に、「第十四項」を「第二項」に、「同条第十三項」を「同条第三項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第二十項中「附則第十六条の二第十四項」を「附則第十六条の二第四項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第二十一項中「第十三項」を「第一項」に、「附則第十六条の二第十四項」を「附則第十六条の二第四項」に、「第十四項の」を「第二項の」

に、「同条第十四項」を「同条第四項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第二十二項中「附則第十六条の二第十五項」を「附則第十六条の二第五項」に、「第二十項」を「第八項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第二十三項中「第十六項」を「第四項」に、「附則第十六条の二第十五項」を「附則第十六条の二第五項」に、「第十七項」を「第五項」に、「同条第十五項」を「同条第五項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第二十四項中「附則第十六条の二第十六項」を「附則第十六条の二第六項」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第二十五項中「第十三項」を「第一項」に、「附則第十六条の二第十六項」を「附則第十六条の二第六項」に、「第十四項」を「第二項」に、「同条第十六項」を「同条第六項」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第二十六項中「附則第十六条の二第十七項」を「附則第十六条の二第七項」に、「第二十四項」を「第十二項」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第二十七項中「第十六項」を「第四項」に、「附則第十六条の二第十七項」を「附則第十六条の二第七項」に、「第十七項の」を「第五項の」に、「同条第十七項」を「同条第七項」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第二十八項中「第十一項、第十三項」を「第一項」に、「第十九項、第二十一項及び第二十五項」を「第七項、第九項及び第十三項」に、「第十六項」を「第四項」に、「第二十三項」を「第十一項」に、「附則

第十六条の二第十項から第十七項まで」を「附則第十六条の二第一項から第七項まで」に改め、同項を同条第十六項とし、同条第二十九項を同条第十七項とする。

附則第十六条の二の八第四項を削り、同条第五項中「附則第三十三条第五項」を「附則第三十三条第四項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第六項中「附則第三十三条第六項」を「附則第三十三条第五項」に改め、同項を同条第五項とする。

附則第十六条の二の十中「から第六項まで」を「から第五項まで」に改め、同条の表中「第五項」を「第四項」に、「附則第三十三条第六項」を「附則第三十三条第五項」に改める。

附則第十八条の五第二十二項第六号及び第二十四項第六号並びに第十八条の六第三十一項第六号中「第五十六条の八十九第二項第二号イ」を「第五十六条の八十九第二項第二号」に改める。

附則第十八条の六の次に次の一条を加える。

（非課税口座内上場株式等の譲渡に係る道府県民税及び市町村民税の所得計算の特例）

第十八条の六の二 道府県民税の所得割の納税義務者が、法附則第三十五条の三の二第一項に規定する非課税口座内上場株式等（以下この項において「非課税口座内上場株式等」という。）及び当該非課税口

座内上場株式等以外の株式等（法附則第三十五条の二の二第二項に規定する株式等をいう。以下この条において同じ。）を有する場合には、当該非課税口座内上場株式等の譲渡（法附則第三十五条の三の二第一項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。）による事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額と当該非課税口座内上場株式等以外の株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額とを区分して、所得税法その他の所得税に関する法令の規定の例によりこれらの金額を計算するものとする。

2 法附則第三十五条の三の二第二項に規定する政令で定める金額は、次の各号に掲げる株式等の区分に応じ当該各号に定める金額をその株式等の一単位当たりの価額として計算した金額とする。

一 取引所売買株式等（その売買が主として金融商品取引所（金融商品取引法第二条第十六項に規定する金融商品取引所及びこれに類するもので外国の法令に基づき設立されたものをいう。以下この号において同じ。）において行われている株式等をいう。以下この号において同じ。）金融商品取引所において公表された法附則第三十五条の三の二第二項に規定する事由（以下この項において「払出事由」という。）が生じた日における当該取引所売買株式等の最終の売買の価格（公表された同日にお

ける最終の売買の価格がない場合には、公表された同日における最終の気配相場の価格とし、その最終の売買の価格及びその最終の気配相場の価格のいずれもない場合には、同日前の最終の売買の価格又は最終の気配相場の価格が公表された日で当該払出事由が生じた日に最も近い日におけるその最終の売買の価格又はその最終の気配相場の価格とする。)に相当する金額

二 店頭売買株式等（租税特別措置法施行令第二十五条の八第八項第二号に規定する店頭売買登録銘柄として登録された株式等をいう。以下この号において同じ。） 金融商品取引法第六十七条の十九の規定により公表された払出事由が生じた日における当該店頭売買株式等の最終の売買の価格（公表された同日における最終の売買の価格がない場合には、公表された同日における最終の気配相場の価格とし、その最終の売買の価格及びその最終の気配相場の価格のいずれもない場合には、同日前の最終の売買の価格又は最終の気配相場の価格が公表された日で当該払出事由が生じた日に最も近い日におけるその最終の売買の価格又はその最終の気配相場の価格とする。）に相当する金額

三 その他価格公表株式等（前二号に掲げる株式等以外の株式等のうち、価格公表者（株式等の売買の価格又は気配相場の価格を継続的に公表し、かつ、その公表する価格がその株式等の売買の価格の決

定に重要な影響を与えている場合におけるその公表をする者をいう。以下この号において同じ。）によつて公表された売買の価格又は気配相場の価格があるものをいう。以下この号において同じ。）

価格公表者によつて公表された払出事由が生じた日における当該その他価格公表株式等の最終の売買の価格（公表された同日における最終の売買の価格がない場合には、公表された同日における最終の気配相場の価格とし、その最終の売買の価格及びその最終の気配相場の価格のいずれもない場合には、同日前の最終の売買の価格又は最終の気配相場の価格が公表された日で当該払出事由が生じた日に最も近い日におけるその最終の売買の価格又はその最終の気配相場の価格とする。）に相当する金額

四 前三号に掲げる株式等以外の株式等 その株式等の払出事由が生じた日における価額として合理的な方法により計算した金額

3 市町村民税の所得割の納税義務者が、法附則第三十五条の三の二第四項に規定する非課税口座内上場株式等（以下この項において「非課税口座内上場株式等」という。）及び当該非課税口座内上場株式等以外の株式等を有する場合には、当該非課税口座内上場株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額と当該非課税口座内上場株式等以外の株式等の譲渡による事業所得の金額、譲

渡所得の金額又は雑所得の金額とを区分して、所得税法その他の所得税に関する法令の規定の例によりこれらの金額を計算するものとする。

附則第十八条の七の二第十五項第六号中「第五十六条の八十九第二項第二号イ」を「第五十六条の八十九第二項第二号」に改める。

附則第十八条の八中「同項第二号イ」を「同項第二号」に、「第七百三条の五第一項」を「第七百三条の五」に改める。

附則第十八条の九から第二十一条までの規定中「同項第二号イ」を「同項第二号」に改める。

附則第二十二条を削る。

附則第二十三条第一項中「附則第十一条第六六項」を「附則第十一条第五十項」に改め、同条第二項中「附則第十一条第十九項」を「附則第十一条第十三項」に改め、同条を附則第二十二条とする。

附則第二十四条第一項中「附則第七条第十項第三号、附則第十一条第十六項第三号、第十九項、第四十七項第三号及び第六十六項」を「附則第七条第七項第三号、附則第十一条第十項第三号、第十三項、第三十四項第三号及び第五十項」に改め、同条に次の二項を加え、同条を附則第二十三条とする。

6 法附則第四十一条第十三項に規定する政令で定める要件は、同項に規定する認可地縁団体が、解散前の同項に規定する特定一般社団法人又は特定一般財団法人と同一性を有すると認められる基準として総務大臣が定めるものに適合することとする。

7 総務大臣は、前項の規定により基準を定めるときは、これを告示する。

(国税収納金整理資金に関する法律施行令の一部改正)

第二条 国税収納金整理資金に関する法律施行令(昭和二十九年政令第五十一号)の一部を次のように改正する。

附則第三項の表に次のように加える。

第四条の二第五項	三分の一	千分の四百七
----------	------	--------

附 則

(施行期日)

第一条 この政令は、平成二十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中地方税法施行令第九条の九の八第一項各号及び第九条の九の九第一項各号、第三十二条の四第二項各号、第三十二条の五第二項各号並びに第四十八条の十五の三第一項各号及び第四十八条の十五の四第一項各号の改正規定 平成二十二年六月一日

二 第一条中地方税法施行令第五十六条の六十八の改正規定並びに同令附則第九条の改正規定及び同令附則第十一条第十七項の改正規定（「附則第十五条第十二項」を「附則第十五条第八項」に改める部分及び同項を同条第十一項とする部分を除く。）並びに次条第二項、附則第四条第一項及び第六条の規定

平成二十二年七月一日

三 第一条中地方税法施行令第一条の四、第三条の二第三号、第六条の九の二第二項、第六条の十八第一項第二号、第六条の二十三の二、第七条の四及び第八条の五の改正規定、同令第八条の十二の改正規定（同条第二項の改正規定（「第二条第十二号の七の五」を「第二条第十二号の七の七」に改める部分に限る。）を除く。）、同令第八条の十三の改正規定（同条第一項の改正規定（「、第四十二条の十一第五項」を削る部分に限る。）、同令第八条の十四から第八条の十六までの改正規定、同令第八條の十七の改正規定（同条第一項の改正規定（「、第四十二条の十一第五項」を削る部分に限る。）

を除く。）、同令第八条の十八及び第八条の十九の改正規定、同令第八条の二十の改正規定（同条第一項の改正規定（「、第四十二条の十一第五項」を削る部分に限る。）を除く。）、同令第八条の二十一及び第八条の二十二の改正規定、同令第八条の二十三の改正規定（同条第一項の改正規定（「、第四十二条の十一第五項」を削る部分に限る。）を除く。）、同令第八条の二十四から第九条の二まで、第九条の三第二号、第九条の四第一項第一号、第九条の五第一項、第九条の六、第九条の七、第九条の八、第九条の八の二及び第九条の八の三第一項、第九条の八の四の見出し及び同条第一項並びに第九条の八の五の見出し及び同条第一項、第九条の八の六、第九条の八の七の見出し及び同条第一項、第九条の九の見出し及び同条第一項、第九条の九の二、第九条の九の三第一項第一号、第九条の九の四第一項、第九条の九の五、第九条の九の六第一項、第九条の九の七第一項、第九条の十五第一項、第十五条、第二十条の二の十一、第二十条の二の十九、第二十条の二の二十、第二十条の二の二十三、第二十条の三、第二十一条、第二十四条の二及び第二十四条の二の四第一項、第二十四条の二の五、第二十四条の二の九第一項第一号、第二十四条の三、第二十四条の四、第二十四条の四の二並びに第二十四条の四の三第一項及び第二項、同令第二十九条を削り、同令第三十条を同令第二十九条とする改正規定、同令第三十

一条を削る改正規定、同令第三十二条の改正規定、同条を同令第三十条とする改正規定、同令第三十二条の二を同令第三十一条とし、同令第三十二条の三を同令第三十二条とする改正規定、同令第三十二条の四第一項第一号の改正規定、同条を同令第三十二条の二とする改正規定、同令第三十二条の五を同令第三十二条の三とする改正規定並びに同令第四十八条の二、第四十八条の七、第四十八条の十一から第四十八条の十一の十四まで及び第四十八条の十二の改正規定、同令第四十八条の十三の改正規定（同条第七項第一号の改正規定を除く。）、同令第四十八条の十四及び第四十八条の十四の二第一項、第四十八条の十四の三の見出し及び同条第一項、第四十八条の十四の四の見出し及び同条第一項、第四十八条の十四の五、第四十八条の十四の六の見出し及び同条第一項、第四十八条の十四の七の見出し及び同条第一項、第四十八条の十五第一項、第四十八条の十五の二第一項、第五十七条の二、第五十七条の二の二並びに第五十七条の四の改正規定並びに同令附則第三条の二第一項の改正規定並びに附則第三条及び第五条の規定 平成二十二年十月一日

四 第一条中地方税法施行令第七条第七号及び第七条の十五の九の改正規定、同条を同令第七条の十五の十四とする改正規定、同令第七条の十五の七及び第七条の十五の八を削る改正規定、同令第七条の十五

の六の改正規定、同条を同令第七条の十五の十二とし、同条の次に一条を加える改正規定、同令第七条の十五の五の改正規定、同条を同令第七条の十五の十一とする改正規定、同令第七条の十五の四を削る改正規定、同令第七条の十五の三の改正規定、同条を同令第七条の十五の十とする改正規定、同令第七条の十五の二の改正規定、同条を同令第七条の十五の九とする改正規定、同令第七条の十五の改正規定、同条を同令第七条の十五の二とし、同条の次に六条を加える改正規定、同令第七条の十四の三の次に一条を加える改正規定並びに同令第二十条の二の四第一項第二号及び第四十八条の七の改正規定並びに同令附則第十八条の六の次に一条を加える改正規定 平成二十五年一月一日

五 第一条中地方税法施行令第三十七条の九の九から第三十七条の九の十一まで及び第五十一条の十五の七から第五十一条の十五の十までの改正規定 沖縄科学技術大学院大学学園法（平成二十一年法律第七十六号）の施行の日

（不動産取得税に関する経過措置）

第二条 次項に定めるものを除き、第一条の規定による改正後の地方税法施行令（以下「新令」という。）の規定中不動産取得税に関する部分は、この政令の施行の日（以下「施行日」という。）以後の不動産の

取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

2 新令附則第九条第一項の規定は、平成二十二年七月一日以後の同項に規定する事業所の事業の用に供する施設の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、同日前の第一条の規定による改正前の地方税法施行令（以下「旧令」という。）附則第九条第一項に規定する事業所の事業の用に供する施設の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

（道府県たばこ税に関する経過措置）

第三条 地方税法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第四号）附則第六条第三項の規定による申告書の提出について、当該申告書の提出期限後にその提出があった場合における新令第三十九条の十四の規定の適用については、同条第二号イ中「当該納付すべき税額に係る法第七十四条の十第一項又は第三項の納期限（納期限の延長があつたときは、その延長された納期限）」とあり、及び同号ロ中「当該申告書の提出があつた日」とあるのは、「当該納付すべき税額に係る地方税法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第四号）附則第六条第五項の納期限」とする。

(固定資産税に関する経過措置)

第四条 新令附則第十一条第十一项の規定は、平成二十二年七月一日以後に取得される同項に規定する事業所の事業の用に供する家屋に対して課すべき平成二十三年以後の年度分の固定資産税について適用し、同日前に取得された旧令附則第十一条第十七項に規定する事業所の事業の用に供する家屋に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

2 新令附則第十一条第二十一項の規定は、施行日以後に新設される同項に規定する設備に対して課すべき平成二十三年以後の年度分の固定資産税について適用し、施行日前に新設された旧令附則第十一条第二十七項及び第二十八項に規定する設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

3 新令附則第十一条第四十九項の規定は、施行日以後に新設される同項に規定する設備に対して課すべき平成二十三年以後の年度分の固定資産税について適用し、施行日前に新設された旧令附則第十一条第六十五項に規定する設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(市町村たばこ税に関する経過措置)

第五条 地方税法等の一部を改正する法律(平成二十二年法律第四号)附則第十二条第三項の規定による申

告書の提出について、当該申告書の提出期限後にその提出があつた場合における新令第五十三条の五の規定の適用については、同条第二号イ中「当該納付すべき税額に係る法第四百七十三条第一項又は第二項の納期限（納期限の延長があつたときは、その延長された納期限）」とあり、及び同号ロ中「当該申告書の提出があつた日」とあるのは、「当該納付すべき税額に係る地方税法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第四号）附則第十二条第五項の納期限」とする。

（事業所税に関する経過措置）

第六条 新令第五十六条の六十八の規定は、平成二十二年七月一日以後に終了する事業年度分の法人の事業及び平成二十二年以後の年分の個人の事業（同日前に廃止された個人の事業を除く。）に対して課すべき事業所税について適用し、旧令第五十六条の六十八に規定する事業所等において行う事業のうち、同日前に終了した事業年度分の法人の事業並びに平成二十二年前の年分の個人の事業及び平成二十二年分の個人の事業で同日前に廃止されたものに対して課する事業所税については、なお従前の例による。

（国民健康保険税に関する経過措置）

第七条 新令第五十六条の八十八の二第一項及び第二項の規定は、平成二十二年度以後の年度分の国民健康

保険税について適用し、平成二十一年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

(国税収納金整理資金に関する法律施行令の一部改正に伴う経過措置)

第八条 第二条の規定による改正後の国税収納金整理資金に関する法律施行令附則第三項の規定は、平成二十二年に所屬する自動車重量税に係る歳入への組入金から適用し、平成二十一年に所屬する自動車重量税に係る歳入への組入金については、なお従前の例による。

(租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律施行令の一部改正)

第九条 租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律施行令(昭和六十二年政令第三百三十五号)の一部を次のように改正する。

第二条の五中「同項第二号イ」を「同項第二号」に改める。

理由

地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、不動産取得税、固定資産税等に係る課税の特例に関する細目を定めるとともに、地方税における税負担軽減措置等の範囲を定める等所要の規定の整備を行う必要があるからである。